

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成20年 9 月25日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時1分開議

午前11時43分休憩

午前11時49分開議

午後1時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第8号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第10号 財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

請第24号 認可外保育施設に通う子どものための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①財政再建戦略(中間報告) について
- ②県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告について
- ③熊本県次世代育成支援行動計画「くまもと子育て・子育て応援大作戦」平成19年度の実施状況について
- ④「こうのとりのゆりかご」検証会議による検証結果の中間とりまとめの公表について
- ⑤障害者自立支援法に係る影響調査結果について
- ⑥熊本県くすのき園入所者事故について
- ⑦熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について
- ⑧長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行状況について
- ⑨周産期における県外搬送等の状況につ

いて

⑩政府米事故米穀の不正流通問題について

⑪財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について

⑫平成19年度大気・化学物質等の調査結果について

⑬荒尾市浦川流域のPCP(ペンタクロロフェノール) 汚染対策について

⑭平成19年度水質調査結果について

⑮平成20年度水俣湾環境調査結果(速報) について

⑯熊本地域地下水総合保全管理計画の概要について

⑰公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑱水俣病対策の状況等について

⑲少年に有害ながん具類等へのナイフ(ダガーナイフ等) 指定について

出席委員（8人）

委員長	重村	栄
副委員長	小早川	宗弘
委員	中原	隆博
委員	平野	みどり
委員	大西	一史
委員	城下	広作
委員	船田	公子
委員	山口	ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝	敏郎
次長	林田	直志
次長	坂田	正充

次長 東 明 正

首席健康福祉審議員兼
健康福祉政策課長 岡 村 範 明
社会福祉課長 坂 田 憲 久
少子化対策課長 吉 田 勝 也
高齢者支援総室長 岩 田 宣 行
高齢者支援総室副総室長 江 口 満
高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
障害者支援総室長 前 田 博
障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治
障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
医療政策総室長 高 橋 雄 二
医療政策総室副総室長 末 廣 正 男
首席医療審議員兼
健康づくり推進課長 中 田 榮 治
健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
薬務衛生課長 木 下 政 治

環境生活部

部長 村 田 信 一
次長 江 副 健 二
次長 駒 崎 照 雄
次長 中 山 寛
環境政策課長 榎木野 史 貴
環境政策監兼
環境立県推進室長 森 永 政 英
環境保全課長 福 留 清 秀
水環境課長 小 嶋 一 誠
自然保護課長 久 保 尋 歳
廃棄物対策課長 山 本 理
廃棄物公共関与政策監兼
公共関与推進室長 山 口 洋 一
首席環境生活審議員兼
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
水俣病審査課長 田 中 彰 治
食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
消費生活政策監兼
消費生活センター長 辻 本 英 子
交通・くらし安全課長 高 野 利 文
人権同和対策課長 佐 藤 幸 男
人権センター長 福 岡 耕 治

病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治
総務経営課長 向 井 康 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英
政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時1分開議

○重村栄委員長 それでは、委員の皆さん方すべておそろいでございますので、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託されました請願の請第24号について、提出者から、趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第24号についての説明者を入室させていただきます。

(請第24号の説明者入室)

○重村栄委員長 それでは、説明者の方をお願い申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付いたしておりますので、説明につきましては簡潔にお願いをいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

(請第24号の説明者の趣旨説明)

○重村栄委員長 趣旨はよくわかりました。後ほど審議いたしますので、きょうはこれでお引き取りください。

ありがとうございました。

(請第24号の説明者退室)

○重村栄委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思いま

す。また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着座のままで行ってください。

それでは、初めに、森枝健康福祉部長から総括説明をいただき、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

担当課長、要領よく簡潔によろしく願いをいたします。

森枝部長、お願いします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

議案等の概要説明に先立ち、熊本県くすのき園入所者の事故及び政府米事故米穀の不正流通問題につきまして御報告させていただきます。

まず、県立障害者支援施設熊本県くすのき園において、9月22日に、送迎バスの乗降リフトで降車中に事故が発生し、入所者の方が翌23日にお亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。

後ほど改めて事実関係について御報告申し上げますが、県としても重く受けとめ、原因究明の後、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に努めてまいります。

次に、政府米事故米穀の不正流通問題につきましては、全国的な問題になっておりますが、本県内でも、一部、しょうちゅうや菓子の原料となった可能性があることが判明いたしました。

県では、情報入手後、直ちに関係事業者への立入調査を実施し、出荷自粛要請や残留農薬検査等を行い、その結果を公表すること等により、食品の安全に対する県民の不安解消に努めてきたところです。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、条例関係1議案、報告2議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成20年度熊本県一般

会計補正予算でございますが、今回お願いしております補正予算の総額は1億1,900万円余の増額であります。

その主な内容は、ことし3月に国において原爆症の認定基準が見直され、原爆症認定者が増加したことによる医療特別手当の支給に要する経費の増額及び障害者自立支援対策臨時特例基金を有効活用するため、基金事業のうち、予算の執行残が見込まれる事業から不足が見込まれる事業へ予算を振りかえるための補正等であります。

これによりまして、特別会計分を含めた健康福祉部の予算総額は1,058億7,700万円余となります。

次に、第8号議案の熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、中国産冷凍ギョーザ事件を踏まえ、国の食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針に、食品等に関する消費者からの健康被害情報の報告等についての項目が追加されたことに対応して、関係規定の整備を行うものであります。

次に、報告第2号の専決処分等の報告については、職員の公用車による公務出張中の交通事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両所有者と県との間で和解することについて、専決処分を行った件につきまして御報告するものであります。

次に、報告第10号の財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出については、県が基本財産の一部を出捐している熊本さわやか長寿財団の経営状況についての報告であります。

このほか、財政再建戦略(中間報告)についてなど、10件につきまして御報告させていただくこととしております。

なお、御報告させていただく案件のうち「このとりのゆりかご」の検証につきましては、県が設置した検証会議の中間取りまとめがまとまり、9月8日に、県に対して提出がなさ

れ、その内容が公表されました。

「こうのとりのゆりかご」に預け入れられた子供の養育の責任を担っている県としては、中間取りまとめの内容を真摯に受けとめるとともに、早急な対応が求められている事項について、国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

また、お手元にチラシを配付しておりますが、10月4日に、本県と厚生労働省等との共催で、健康日本21全国大会を開催し、県民の健康づくりの機運をさらに高めていきたいと考えております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の1の(1)から(4)までの事業でございますが、障害者自立支援法の円滑施行のために、平成18年度に、国から臨時特例給付金が交付され、これをもとに県で基金を創設いたしました。その基金事業の一部でございます。

基金事業の期間は、平成18年度から平成20年度までで、今年度が最終年度となります。

基金の有効活用を行うために、執行残が見込める事業の予算につきまして、予算が不足する事業への補正を行うものでございます。

まず、(1)の小規模作業所緊急支援事業でございます。

小規模作業所につきましては、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴いまして、国では、自立支援法に定める新体系への移行を想定いたしまして、平成17年度で小規模作業所への運営費補助を終了したところでございます。しかし、利用人員数などの理由で新体系事業へ移行できない作業所もあるため、こ

の事業では、そのような作業所への緊急支援として運営費の補助を行うものでございます。

当初の見込みよりも申請件数が少なかったため、減額の補正を行うものでございます。

それから、(2)の障害者自立支援法移行支援事業でございます。

サービス事業者が新体系事業に向けた基盤整備を行う場合に、事業者への補助を行うものでございます。内容としては、既存施設の改修経費等が補助の対象となります。

次に、(3)、(4)の障害者自立支援法緊急支援事業でございますが、これは、障害者の方が地域で自立した生活を営むことができるよう支援するための事業でございます。 (3)は県の事業でございます。(4)は、市町村が行う事業に対して県が補助を行うものでございます。

まず、(3)の事業でございますが、障害児に対する支援体制の充実を図るために、障害の特性をわかりやすく説明したリーフレットの作成や、相談機関、福祉サービスなどを紹介するリーフレットを作成する経費でございます。(4)の事業は市町村の事業でございますが、内部障害者や視覚障害者の方を支援するもので、トイレの整備や文書を音声に転換するための機器等の整備を行うものでございます。いずれも事業費が当初の見込みを下回ったため、減額の補正を行うものでございます。

次に、3ページの民生施設単県災害復旧費でございます。

ことしの6月20日の大雨で、宇城市にあります県の福祉エリア、希望の里の敷地内の道路ののり面が、横幅18メートルにわたって土砂崩れとなりました。その復旧経費でございます。

以上、総額800万円余の補正額でございます。

よろしくお願ひをいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の4ページ、お願いいたします。

公衆衛生総務費について、1億1,058万5,000円の補正をお願いしております。

補正額の財源内訳は、全額が国支出金となっております。

補正事項は、原爆障がい者特別措置費でございます。

これは、原爆の障害作用を受けて、今なお病气やけがの状態にある原爆被爆者に対し手当を支給するものであります。

増額補正の理由は、ことし3月に国の原爆症の認定審査基準見直しがあり、原爆症認定者が増加しております。それに伴い、県が原爆症認定者に支払うこととされている医療特別手当の支給に要する経費が増加しているためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

薬務費について、100万6,000円の補正をお願いしております。

財源は、全額国庫委託金でございます。

国からの薬価等調査の委託費に、今回、後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業として追加されたものでございます。

後発医薬品は、通称ジェネリック医薬品と言われておりまして、膨大な開発費を要します先発の新薬の特許、おおむね20年から25年でございますが、これが切れた後に、その成分等の同じものを安い経費で製造、販売するものでございます。現在約17%にとどまっております国内シェアを30%以上にするために、医療費制度改革の施策の一つとして、国及び都道府県で取り組むものでございます。

本県におきましても、これらの適切な情報を県民に提供するため、連絡会議を開催し、課題の抽出及び施策の検討を行っていくこととしております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 6ページをお願いいたします。

健康危機管理課関係で、条例案件でございます。

第8号議案熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、この条例は、食品衛生法の規定に基づきまして、都道府県、政令市ごとに食品営業にかかわります施設の基準、それから営業者が食品衛生上講ずべき措置等を定めております食品営業許可等の際の基準となる条例でございます。

次の7ページに改正の概要ということで簡潔に記載してございますが、改正の趣旨といたしましては、まず、国の方で、この都道府県等の条例の標準といたしまして、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針というガイドラインを定めてございます。今回、その指針の改正が行われたことに対応して条例を改正するというものでございます。

この国の指針の改正の背景といたしましては、本年初めに中国産冷凍ギョーザの事件が発生いたしました。その際に、食品にかかわる健康被害が都道府県をまたがって発生したということでございまして、広域的な情報収集伝達が不十分であったというふうな問題認識がございます。これを踏まえまして、今回、国、県等の行政ラインでの情報収集はもちろんでございますが、食品製造や販売にかかわります営業者ラインでも情報収集する連絡体制をとろうというものでございます。

そこで、次の丸の改正内容ということで

ございますが、規定を追加するというご
ざいまして、食品営業者が公衆衛生上講ずべ
き措置ということで、次の項目を追加し
ますということで、食品営業者が、その取り扱う
食品等に関しまして、重篤な健康被害、要す
るに医療機関を受診するような健康被害があ
った場合など、この情報を探知した場合は、
速やかに最寄りの保健所等に報告すべきとい
う義務規定を追加するものでございます。

公布の日から施行と考えております。

よろしく御審議お願いいたします。

○岡村健康福祉政策課長 資料 8 ページをお
願いいたします。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定
についての専決処分の報告でございます。

これは、本年 3 月 11 日、玉名地域振興局保
健福祉環境部の職員が荒尾市に公用車で出張
中のものでございます。

右折のため道路中央に寄って停車をしてお
りました被害車両に気づくのがおくれまし
て、追突事故を起こしたものでございます。

この事故に関しまして、県の賠償額を 121
万 4,972 円として和解をすることについて専
決処分を行いましたので、その報告を行うも
のでございます。

公用車は、任意保険に加入をしておしま
して、損害賠償額は全額保険会社から支払わ
れております。

また、職員に対します求償権につきまして
は、熊本県交通事故損害賠償審査会におき
まして不行使と決定されたところでございま
す。

なお、県職員の交通事故につきましては、
去る 2 月の当委員会におきましても同様の専
決処分の報告をいたしました。その際、大
西委員の方から、このような報告にあつては、
職員の個人名も含めて事故の概要を明確に報
告議案に記載すべきではないか、関係部局と
も協議をするようにという御意見をいただき

ました。

その後、その御意見を踏まえまして、議案
関係を所管しております総務部と報告の記載
内容について協議をしましてまいっておりま
して、現在、財政課、人事課におきまして、関
係いたします他の部局とも協議をしながら、
個人名を含め事故の概要の記載内容をどうす
るかについて、次期定例会を目途に、一定の
結論を出すように検討が今行われているとこ
ろでございます。

最後に、職員の交通事故の防止につしま
しては、これまでも、各所属の実践例や事故の
具体例を示しながら、各所属におきまして交
通安全研修を実施してきております。なお一
層の交通事故防止の徹底に努めてまいりま
す。

以上でございます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室で
ございます。

説明資料の 9 ページをお願いいたします。

報告第 10 号財団法人熊本さわやか長寿財団
の経営状況を説明する書類の提出についてで
ございます。

説明につきましては、お手元の別冊資料、
さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類
に沿って御説明させていただきます。

まず、財団法人熊本さわやか長寿財団で
ございますが、平成 3 年に設立いたしまして、
県内における高齢者の生きがい、健康づくり
の推進母体として積極的に活動してございま
す。

まず、19 年度の事業報告から申し上げます。
2 ページをお開きください。

事業の概要につきまして、1 から 6 まで記
載をいたしておりますが、各事業の詳細につ
きましては、3 ページ以降で説明をさせてい
ただきます。主なもののみ御説明をさせてい
ただきます。

まず、3 ページでございますが、2 の(1)

熊本さわやか大学校の開講でございます。

高齢者の生きがい再発見、仲間づくり、社会参加を図り、高齢社会のリーダーづくりを目的に、この大学校を開講しております。

19年度は、ここに書いておりますように、熊本校、八代校合わせまして203名になりますが、この方々が卒業されております。累計で、これまで2,700名の方が卒業しておられます。

4ページをお願いいたします。

(2) 高齢者スポーツ・文化の集いでございます。

これは、ねりんピックへの県派遣選手の選考会として、スポーツ、文化の交流大会を開催しているものでございます。県内各地から約3,000名を超える高齢者の方々に御参加をいただいております、高齢者の生きがい、健康づくりの推進、相互親睦を深めていただいております。

なお、3年後の平成23年に、ねりんピックが本県で開催される予定になっております。今後、県民への機運醸成に向け、さらにこの大会を盛り上げていく必要があると考えております。

5ページをお願いいたします。

3の(1)熊本さわやか知恵袋活用システムの運営でございます。

高齢者の方々の知恵、知識、経験等を地域社会に還元するということを通して、高齢者の生きがいづくりの促進のためにこのシステムを運営いたしております。

具体的には、地域における各種イベントへの参加、公民館、老人福祉施設等への慰問等で力を発揮していただいております、ここにありますように、延べ2,787回の活動を行い、高齢者の方々の生きがいづくりにつながっているところでございます。

6ページをお願いいたします。

5の(1)でございます。

高齢者総合相談センター等でございます

が、まず、この高齢者総合相談センターにつきましては、高齢者及びその家族の抱えるさまざまな問題、悩み事の相談に応じるためこのセンターの運営を行っております、生活問題、法律問題等、年間2,000件を超える相談をお受けしているところでございます。

それから、(2)の方でございます。

これは7ページでございますが、高齢者無料職業紹介所の運営でございます。

高齢者の就労機会の拡大を図ることから、県内の各地域振興局等に専門の相談員を配置いたしまして、職業紹介を行いますとともに、職場開拓等も行いまして、きめ細かい支援を行っております。19年度は、ここにございますが、535名の方が就職しておられまして、これは過去最高という状況になっているところでございます。

同じページ、6番、介護実習・普及センター運営事業でございますが、県民の皆さんへの介護知識、技術等を習得していただくという目的で講座を開講しております、昨年度は4,088名の方に受講いただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

19年度の決算を掲げておるところでございます。

上段が収入でございます。

事業活動収入計の決算、真ん中あたりにございますが、1億1,770万2,079円でございます。支出につきましては、下の方にございますが、事業活動支出計が1億1,830万2,313円でございます。一番下の欄に次期繰越収支差額を掲げております。1,817万5,485円を19年度から20年度に繰り越しをしております。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページ以降、本年度の事業計画を掲げておるところでございますが、基本的には、先ほど申し上げました19年度と同様の事業を実施することにしておりますので、詳細は省略をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

20年度の収支予算書でございます。

ここに掲げておるとおりでございますが、事業の効率化等によりまして、③、④の県等からの補助金、受託金の収入を合計約580万円ほど削減しております。その一方、資金運用方法の改善によりまして、少額ではございますが、利息収入約5万円ふやしているというところでございます。

予算執行に当たりましては、より一層効率的な執行に心がけて、今後とも適切な財団が運営されますように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 次に、環境生活部から村田部長に総括説明をいただいて、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○村田環境生活部長 それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案でございます。

第1号議案の一般会計補正予算でございますが、総額1,900万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、国庫補助の額の確定に伴います公害健康被害補償に係る給付事務費交付金の精算返納金を計上いたしております。

これにより、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計合わせまして、205億1,300万円余となります。

次に、水俣病対策につきまして御報告を申し上げます。

被害者に対しまして新たな救済策につきましては、訴訟を行う団体が拒否をしておりますし、原因企業であるチッソ株式会社も、依然として救済策に対してかたくなな態度に終始

しており、救済策の実現に至っておりません。このような状況から、チッソに対しましては、ことし2月議会におけるチッソ支援に係る当初予算の附帯決議、あるいはさきの6月議会におけるチッソ支援のあり方の見直しに係る意見書等を踏まえ、国と密接に連携をとりながらその対応を協議しておりますが、例年9月に発行しております特別県債については、その発行を見送ることいたしました。

政局も混迷した状況にはありますが、被害者の救済について、現在、与野党の立場を超えた協議を行う動きもあっておりますので、一日も早い救済を切望されている被害者の方々の声にこたえるような進展を強く期待をいたしております。

県といたしましても、チッソへの今後の対応を含め、県議会と一体となって、国の関係機関と連携しながら、救済策の早期実現に向けて、引き続き精いっぱい取り組んでまいります。

このほか、財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況についてなど、9件について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。最後のページでございます。

公害保健費につきまして、1,982万円の増額補正をお願いしております。

その内容につきましては、右側の説明欄にございますように、昨年度の公害健康被害補償給付事務費交付金、これは水俣病の認定業務に係る経費につきまして国からの交付があるものでございますが、これにつきまして、当初見込みより実績が下回ったことによりま

して、精算返納金を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 5ページの後発剤の普及啓発事業、もうちょっと具体的にどういう内容の啓発をするか、教えてください。

○木下薬務衛生課長 今年度計画する事業につきましては、医師及び薬剤師会等医療関係者または医薬品卸売業者並びに学識経験者等で構成いたします連絡会議を立ち上げまして、今年度、2回開催することといたしております。

そこで、後発医薬品につきまして、現状の把握、あるいは課題を抽出しまして、後発医薬品に係る正しい知識の普及のための今後の施策を協議してまいりたいと思っています。

また、アンケート調査を実施したいと思っております。医療提供施設でございます病院、診療所、薬局に対しましてジェネリック医薬品に関するアンケート調査を実施し、現状の把握や課題等を抽出したいと思っております。

また、関係の方を中心に、関係構成委員等を含めまして、後発医薬品の製造工場研修を実施いたしまして、製造過程におきます品質管理及び医薬品の供給体制について理解を求め、ジェネリック品の製造等の現状等をごらんいただきたいと考えております。

あと、21年度の事業も予定はいたしておりますけれども、とりあえず20年度の事業については以上のように予定いたしております。

以上です。

○城下広作委員 国が17%の現状から30%にもっていきたいと、医療費の抑制と、当然だと思ひます。いろいろ我が党も進めておりました。ただ、一番ネックになるのは、患者が医者にかかったときに、私の薬は後発剤でお願いしますとなかなか言いにくいんですよ。負い目があるからですね、やっぱり。それを逆に言えば、医師の方から察していただいて、この治療に関しては後発剤でもいいですよという形で勧められるのが一番理想的なんですけれども、なかなかそれができないのが現状なんですよ。

だから、どこがそれを理解してあげるかというポイントの部分は、国民とか県民にそういう啓発をするというよりも、私は、どちらかという、いわゆる医療側の方がこれを理解して、安心して利用できるような形をやるのが当たり前であって、そこがちょっと大丈夫かなということを県民にかわって言いたいと思ひます。

要は、患者側としては、なかなか医者にかかって——私がかかっている医者も、いい医者か悪い医者かわかりませんが、後発剤の話なんかだれもしません、そんなのは。慢性疾患の病気なんか後発剤でほとんどいいんですよ。ところが患者から言えないんですよ、やっぱり。そのことをよくやれば、30%なんかすぐできるんですよ。

だから、関係機関の方に理解をしていただくということを中心にやるのが、この事業のねらいの一番ポイントじゃないかと思ひますので、ぜひその辺は、少なくとも熊本県だけは全国に先駆けてそういう取り組みでやっていただきたいと、協議会でも言っていただきたいというふうに強く要望します。よろしくお願ひします。

○重村栄委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 関連して。

今のところなんですけれども、本当に城下先生のおっしゃるとおりだというふうに思いますが、私がやっぱり1つ気になるのは、この後発医薬品に対する信頼性というのがなかなか理解されていないということがあるんだろうというふうに思います。

あるテレビ番組を以前見ていたときに、ドクターの方が、後発品なんていうのは何が入ってるかわからぬからみたいなのを実は堂々とおっしゃって、それが普通に放送されていたのでちょっとびっくりしたんですけれども、国が推し進めていても、やはり先発品の方が品質がいいというふうに思っている人が実は大多数ではないかなというふうに思います。

城下先生がおっしゃるように、後発品でも、例えば慢性疾患あたりではもう十分成分も変わらないとか、いろいろそういう話があるんですが、私たちにはそれはわからないわけです。だから、どのくらい——例えば、のりで固める錠剤とか、その工程が若干違うから、これは少し後発品の方が効きにくいですもんなどお医者さんがおっしゃったりすることが結構あるんですよ。

そういうことですので、とにかくそういう後発品に関する信頼性の点に関してきちんとした情報を提供していただきますように、これは十分この連絡会議の中で検討していただきたいということで、これは要望を1つするというのが1点。

それともう1つ、現場の医療機関での問題として、実は患者側が、そういう信頼性の背景もあってかもしれませんけれども、後発品をドクターが処方したときに、先発品をくださいと指定してくるといふ人が非常に多いというふうに聞いております。

ですから、ドクターがわざわざそういうふうに処方しても、そういうふうな処方に対して嫌だということで拒否をされる場合が結構あるということもありますので、そういった

ことも含めて、現場の実態というのを踏まえてこの啓発事業をやっていかないと、やはりなかなか理解が進まない、こういったパーセンテージも上がっていかないんじゃないかなというふうに思いますので、これは質問ではなくて要望とさせていただきますけれども、その点を注意いただきたいというふうに思います。

それと、委員長、よろしいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 ちょっとお尋ねでございまして、2ページ、障害者支援総室、ちょっとお尋ねなんですけど、この基金事業、平成20年度まで、今年度までということであって、若干減額補正あるいは増額ということでありまして、基金事業全体としては、これはトータルで幾らだったですかね。

○前田障害者支援総室長 全国では1,200億円、熊本県では15億7,900万円でございます。

○大西一史委員 15億7,900万円ですか。

○前田障害者支援総室長 はい。

○大西一史委員 現実的には今回で基金事業が終わるといふことなんですけれども、平成20年度です。その21年度以降というのはどういうふうに——まだ実際に障害者自立支援法が施行されて、いろいろまだまだ課題があるというふうに現場でも言われていますけれども、この基金事業を含めてこの障害者自立支援法に移行する支援というのに対して、21年度以降は、県としてどういうふうに考えておられるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○前田障害者支援総室長 国の社会保障審議

会の障害者部会の中でいろいろ議論されてお
りまして、その中でも、やはり利用者の負担
金、それから事業者へのサービス報酬等とい
うのは話題になっております。今の情報です
と、国の方では、12月中ぐらいには21年度に
向けての自立支援法のあり方についての何ら
かのアナウンスがあるだろうなというふうに
聞いております。

後ほど御報告を申し上げますけれども、県
の方で事業者等にアンケート調査を行いまし
て、その中でも一番大きな声としては、やは
り特別対策、それから緊急措置でできたその
制度の後退がないように万全なものをつくっ
てほしいというふうな声が多く出ております
ので、県といたしましては、そういう声をま
とめて、近々国の方に意見書の提出をしたら
どうかというふうに考えているところでござ
います。

○大西一史委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○大西一史委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○中原隆博委員 1つは、先ほど出ておりま
すジェネリック医薬品、後発医薬品というの
を、先ほどお話があったように、工程作業に
よっても同じ成分によって効き方が違うんじ
ゃないかと思うんですね。だから、やはり同
じ効き目であるというようなことも、一概に
医学的にあるいは薬学的に言えるかどうかと
いう問題も含めて、先ほどお話があったよう
に、やはりさらに啓発をして、そして医療費
がこれだけ高くなっている、それに伴う医薬
品そのものも高くなっているという状況をか
んがみれば、やはりこの30%、何とか2,200
億円の医療保障費とか福祉予算とかそういう

部分でもう少し、両先生からお話があったよ
うに、やはりその辺はもう一度確認して、皆
様方に広くPRしていただきたいということ
と同時に、もう1つ、このさわやか長寿財団
なんですが、ちょっと見させていただいたん
ですが、1ページのこの組織図だけはわかる
んですが、名前が全然入っていないんですね。
ちょっと私の勉強不足もあって恐縮でござい
ますが、この組織図のメンバーの方々をちょ
っと教えていただくということでどうでしょ
うか、理事長以下。

○岩田高齢者支援総室長 まず、理事会組織
でございますが、理事長が県知事でございます。
それから、関係する組織・団体の方が理事に
入っておられまして、例えば、県の老人クラ
ブ連合会長でございますとか、社会福祉協
議会であるとか、それから、これが県、市町村、
それから一般企業からの出資でございまし
て、そういう関連するいろいろな企業の方、
それから町村会とか、そういう代表の方で一
応構成しておる理事会でございます。

○中原隆博委員 この目的とするところは非
常にわかりやすいんですが、経営という面か
らするなら非常にどうかと、それ以上は申
し上げませんが、そういう部分等があり
ますので、やはりこれを維持してやってい
くというのはどうかなという思いもございま
すので、やはり今のメンバーが、悪いとは
言いません。悪いとは言いませんけれども、片
手間になっては、この長寿財団の意味するこ
ろが薄れるんじゃないかという懸念を持っ
ておりますので、どうぞ再考を願いたいと。
これは要望で結構でございます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

○重村栄委員長 はい、どうぞ。

○平野みどり委員 今のさわやか長寿財団ですが、後での報告資料にもありますけれども、出資団体見直しという形の中で、検討ということで報告書の1あたりにも出てきますけれども、県職員の出向の数に関しては横ばいということで、退職者の方、そして現職の方、何人ぐらい行っていらっしゃる、その内訳はどんなふうになっていますかね。

○岩田高齢者支援総室長 まず、現職でございますけれども、3名派遣をしております。内訳は、いわゆる組織が、生きがい推進課とそれから介護実習、分かれておりますが、生きがい推進課の方に課長とそれから係長クラスを1名と、それから介護実習・普及センターの方に係長クラスを1名という形で派遣をしておるところでございます。

平成17年度から1名減にしておりますが、それまでは常務理事を県から派遣しておりましたが、現在は派遣をやめておまして、実態として、その方は県のOBが今常務というふうな形になっておるところでございます。あと、ちょっと済みません、具体的なあれを持っておりませんが、組織の中に、かつて県職員だった方があと2名ほどたしかいるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○平野みどり委員 実際の福祉の現場との連携という意味では、現職の方の配置というのはある意味仕方ないというか、必要な部分もあると思うんですけれども、OBの方も含めたところでいろいろ見直しが今後もまた必要になってくると思うので、そこら辺、しっかりと私たちも見ていこうというふうに思います。

○山口ゆたか委員 私も、さわやか長寿財団

について、1点要望と2つの質問をさせていただきます。

今度熊本県でもねんりんピックを開催されるということなんですけれども、実は私が読んだ記事が悪かったかなと思いますけれども、毎年ねんりんピックは全国どこで開催しても余りかわりばえのしない会であるというように批評を書いた記事を読んでしまいました。熊本で開催されるときには、このねんりんピックについて、新たな提案という形じゃないですけども、そういう新たなつくり上げをやってほしいなあと思います。それを契機にこのさわやか長寿財団の活動がもっともっとより活性化するように、高齢化社会を牽引する一つの要因となるような、一つの契機にしてほしいなということをまず第1点要望しておきます。

そして、貸借対照表で、ちょっと初めてなものですから性質的なことを教えてください。

資産の部、基本財産の投資有価証券の性質を1つ、負債の部、流動負債の未払金、そして預り金の性質等々、説明をちょっといただければと思います。よろしく申し上げます。

○岩田高齢者支援総室長 まず、資産の関係は、いわゆる出資金がメインでございまして、県が3億円、市町村が1億円、それからその他企業からの出資となっております。未払金は、現在、いわゆる日々のやりとりの中で決算の時点で未払いになったものでございます。預り金につきましては、ちょっと詳細は後ほど御報告させていただいてよろしいでしょうか。

○山口ゆたか委員 はい。

○重村栄委員長 いいですか。

○山口ゆたか委員 再度お願いしますが、ね

りんピックは、よろしく願いいたします。
終わります。

○重村栄委員長 ほかにありますか。

○大西一史委員 ちょっとこの議案で1つ。
第8号議案熊本県食品衛生基準条例の一部を
改正する条例ですけれども、これは、実際に
中国の例の毒入りギョーザ事件、それを受け
てのこの国の指針の改正に準じたこの条例改
正ということでありまして、これにつ
いて情報の提供というのはこれはもう当然の
ことなんです、その後いろんな事件が出て
いるということを考えれば、この条例につ
いては、これは国の基準というのは一義的にあ
ると思いますが、県としてもかなり厳しくや
るべきではないかなと。後で報告のところ
でちょっとやろうかなと思っておりますけれ
ども、この条例に関しては、これは罰則とい
うのはないのでしょうか。

○牧野健康危機管理課長 罰則はございませ
ん。

○大西一史委員 やっぱこういうことを、
例えば「営業者は、消費者に対し、販売食品
等についての安全性に関する情報提供に努め
ること。」というところのこの後で、保健所
にそういうことを報告しないというような、
故意にという場合においては、やはりある程
度のペナルティーがなければなかなか機能し
ないんじゃないかなというふうに個人的に思
うんですが、その辺はどうお考えですかね。

○牧野健康危機管理課長 この基準条例は、
食品営業に関します許認可の場合の基本的な
基準にはなります。それで、許可につきまし
ては当然更新もございまして、許可施設につ
いては、食品衛生監視員が定期的に立ち入っ
て調査とか、それはやってございます。です

から、特にこの規定の担保につきましては、
基本的には、許可の更新とか、そういうよう
なのは当然でございますし、通常の監視とか、
そういうような機会を通じて徹底していくと
いうようなことで担保していくというふうに
考えております。

○大西一史委員 一応これ以上は、余りこれ
に対しては突っ込みませんけれども、国の指
針に応じた条例改正ということ、それはそれ
で結構なんです、やはり条例というのは、
法律を超えない範囲の中で独自で県でやはり
状況を見ながらつくることができるわけだ
から、そういう意味では、実態にきちっと合
うように、そしてまた、消費者が非常に不安
があるわけですから、こういった条例をつ
くるに当たっては、改正するにしても、やはり
そこで熊本県なりの考え方をいれる、同じ改
正するといったってしょっちゅう改正できる
わけじゃないですから、そういうことも考え
ながらやっていただきたいと。

あと、また報告があると思いますので、食
の安全に関しては、後ほどまた議論させてい
ただきたいと思います。

以上、その点をお願いします。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

○重村栄委員長 はい。

○平野みどり委員 また、後でもあるんです
けれども、今中国ギョーザに起因した一連の
いろんな食品衛生の問題で条例改正に至っ
ているんだろうというふうに思うんですが、こ
こにあるように、健康被害が出た場合とい
うのは本当に毒性の強いものだろうと。私
たち、一番消費者の皆さんたちから言われ
るのは、例えば、製造元が偽装して輸入さ
れているものなど、本当に微量であっても
それが蓄積されてその後健康被害が出てく
るといふ例も考

えると、本当にどこから来たものかというのにナーバスになっている中で、それが偽装されているということになると、本当に信頼が失墜するわけですね。

ですから、ここで健康被害が出て、そして情報公開、そして報告というような形で、さらに罰則もないという状況の条例が、本当に長期にわたる摂取による健康被害などの状況に関してどう対応できるのかなという、本当に心もとないなという気がしているところですけれども、今後、以前もありましたけれども、原産国を偽って流通してしまったというようなものに関しては、本当に指導というぐらいの甘いことでいいのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○牧野健康危機管理課長 この条例の報告すべき事項につきましては、健康被害、それから「及び」の以下に、それ以外に、いわゆる基準違反とか規格基準違反とか、そういうふうな法に反するような情報を入手した場合は報告してくださいというふうな規定でございます。

この前提といたしまして、企業の、例えば本社と支社の間の情報網とか、そういうふうなものもきちんとしてくださいというふうなことを一緒に指導していくというふうな形になってございます。

先ほどもございましたように、これにつきましては罰則ございませんので、通常の日ごろの監視となり、許可の更新とか、そういうところで指導していくということになるわけですが、あと、偽装とかそういうふうなものにつきましては、ちょっとこの条例ではそこまでカバーするというにはなっていないのが実情でございます。

○平野みどり委員 それだけ健康被害に関しての消費者の皆さんの不安がすごく大きくな

ってきているということだけは、しっかり私たちも確認していかないといけないなというふうに思っています。また、さらなる条例あるいは法律の改正というのが今後も必要だろうと思っているところです。

以上です。

○重村栄委員長 よろしいですか。——ほかにございますか。

ないようでございますので、質疑は、これにて終了をいたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第8号について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認め、一括して採決を行います。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第24号について、執行部から状況の説明を願います。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第24号は、認可外保育施設、つまり、熊本県や熊本市の認可のもと、公的な補助を受けて運営いたします認可保育施設以外の保育施設に係るものでございます。そうした認可外保育施設に子供を預けている保護者の連絡会と認可外保育施設の経営者の連絡会からの請願でございます。

状況を申し上げますと、本年3月末現在で県内には163の認可外保育施設がございま

て、約3,700人の児童が在籍している現状にございますが、これらにつきましては、小規模な施設などを除きまして、熊本県あるいは熊本市に届け出をすることとされております。

なお、県が管轄しております認可外保育施設は、163施設のうち80施設でございますが、このうち、36の施設から届け出がなされております。

県といたしましても、こうした現状を踏まえまして、また、認可保育施設あるいは認可外を問わず、子供の安全、安心を確保する観点から、現在、認可外保育施設に対しまして、その職員の健康診断費あるいは児童の健康診断費、これらに対する助成を行っております。また、職員に対する安全、安心対策などをテーマにした研修会を1年間に3回実施するなど、支援を行っているところでございます。

請願の内容は、施設の安全・衛生対策の設備整備、さらには保育用具の購入費に対する助成を求めるものでございますが、今後、本県における認可外保育施設の実態なども改めて把握した上で、県としてどのようなことができるのか検討していく必要があるというふうに考えております。

○重村栄委員長 ただいまの説明に関しまして御質問はございますか。

○大西一史委員 今、吉田課長の方から、いろいろ現状について説明がありました。

ただ、それに対してのいろいろな把握を今からしていくというようにお話がありました。一部ですけれども、助成はされとるというふうなことのようですが、それでも恐らく足りないというのが今回の請願の趣旨だろうというふうに思います。

実態把握も含めて、県として、こういう届け出をしているところ、あるいは届け出していないところも含めての把握というのは、じゃ

あいつごろまでにされるというおつもりなのか、ちょっとお聞かせください。

○吉田少子化対策課長 実態調査につきましては、今のところ11月ごろから開始をしたいと思っておりますが、2～3カ月はかかるのかなというふうに思いますが、そうした形で把握していきたいと思っております。

○大西一史委員 そういうことであれば、そういう状況、まだしばらく見る必要があるので、私自身としては、この請願に関しては、まだ継続審議すべきではないかなという意見を申し上げておきます。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○平野みどり委員 吉田課長の方に質問なんですけれども、163施設のうち届け出が80と。

○吉田少子化対策課長 163施設ございまして、県が所管するのが80施設でございますが、そのうち、県への届け出が36でございます。

○平野みどり委員 ということは、把握されていない施設というのがかなり多いということになりますよね。私がよく聞いたりする中で、認可保育所よりも認可外保育所で志を持ってしっかりとされているところがあるので、むしろそこに入れているのだというような方とか、あるいは認可外も認可もとにかく入れなきゃいけないけれども、劣悪な状況の認可外施設に入れざるを得ないというような、中身が本当にさまざまだろうなというふうに思います。

それで、何らかの助成に向けて動くべきだろうというふうには思うのですが、今、大西委員も言われたように、まだ我々十分実態を把握してないなという気がしています。どこに公的な助成を向けることが一番有効な

のかということも含めて今後もっと検討していきたいなと思いますので、私も継続がいいのかなというふうに思います。

○重村栄委員長 ほかに御意見ございませんか。

○山口ゆたか委員 1つお願いします。文書の中にもあるんですけども、3行目「認可園に通えなかったり」と、先ほど請願者の御意見の中にも待機児童と、待機という言葉が出てまいりましたので、そのような情報も次回の審議の際には準備していただければと思います。よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○山口ゆたか委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございせんか。
（「継続でどうでしょうか」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 なければ、質疑は一応これで終了してよろしいですか。

じゃあ採決に入ります。

継続という意見がございしますので、継続審査についてお諮りいたします。

請第24号を継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、請第24号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り

計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が19件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

執行部、要領よく説明をお願いいたします。

それではまず、岡村健康福祉政策課長から説明をお願いします。

○岡村健康福祉政策課長 それでは、1番目でございますが、別冊になってございます熊本県財政再建戦略中間報告の資料をお願い申し上げます。

本件につきましては、総務常任委員会において詳細な報告が行われることとなっておりますが、財政再建は各部局全般にかかわりますので、当常任委員会におきましてもその概要を報告させていただきます。

量が多いものですから、ちょっと早口になるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

表紙をお開き願います。

まず初めに、中間報告に当たっての知事のメッセージを掲載いたしております。

危機的な財政状況に触れた後、4段落目から5段落目にかけて、危機的な財政状況を克服するため、歳入、歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んだものの、現時点では、財源不足額の解消にはほど遠い結果となっていることから、職員給与費の削減を含めたさらなる見直しを進めること、また、県民の皆さんに説明責任を果たしていくためには、県みずからが身を切るような努力を行うことが必要であるなど、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しております。

次が目次となっております、掲載しておりますような項目立てとなっております。

1ページをお開き願います。

まず、県財政の現状と課題でございますが、

2ページから8ページまで、6月に公表いたしました内容を中心に、改めて、国と地方、また本県の財政状況について、資料を用いて説明をいたしているものでございます。

なお、4ページの資料につきましては、全国知事会が作成いたしました地方財政全体の将来推計の資料でございます。中段の表で示しておりますように、このままでは、平成21年度には都道府県が、平成23年度には都道府県及び市町村とも財政破綻に陥ることとなっております。財政の危機的状況は、本県に限らず、地方全体の問題であるということを示しておりますのでございます。

続きまして、飛びまして、9ページをお願いいたします。

ここからが中間報告の内容となっております。

10ページから11ページにわたりまして、戦略策定の背景、戦略の基本的な考え方、目標等について端的に整理をしております。

再建戦略の目標といたしまして、持続可能な行財政システムの構築を掲げております。

なお、11ページの最後でございます戦略の期間につきましては、平成20年度から23年度までの4カ年といたしまして、うち、平成21年度から23年度までを集中取り組み期間として取り組むこととしております。

12ページをお願いいたします。

財政システム改革についてでございます。

掲げました6つの方針に従いまして、歳入、歳出両面にわたる抜本的な改革に取り組み、歳入に応じた歳出構造への転換を目指すこととしております。

13ページから18ページにかけてまして、県税から始まります歳入に係る9項目について、基本的な考え方、具体的な取り組み内容、課題等について整理をしております。

主な内容を申し上げますと、13ページの県税では、徴収率アップのための取り組みを強化しますとともに、水とみどりの森づくり税

について、その用途につきまして見直しを進めてまいります。

また、14ページになりますが、資産の有効活用では、未利用資産を初めといたします土地の売却等に取り組むことといたしております。六本木の熊本会館、旧免許センター跡地、それから水前寺2丁目宿舎、いわゆる知事村等の売却を予定しておるところでございます。

以下、15ページから順次それぞれの項目に従いましてその取り組みを掲載しているところでございます。

恐縮ですが、19ページをお願いいたします。

19ページから28ページにかけてまして、歳出に係る5つの項目について整理、記載をしております。

まず、人件費についてでございますが、本県では、これまでも職員数や給与の削減に取り組んできたところでございます。今後新たな定員管理計画を策定いたしまして、平成20年4月から平成24年4月までの4カ年で1,200名以上の削減に取り組みますとともに、職員給与の削減についても検討することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

各種補助金や物件費、維持管理費などの一般行政経費につきましては、全体で40%の削減を目標に取り組むをいたしました。その中で、県が必要最小限取り組む必要がある経費を基礎的なものと整理をいたしました。その割合が、下段のこの表にございますように、77%を占めております。抜本的な削減が非常に難しいことから、削減の割合が15%程度にとどまっておるところでございます。

22ページをお願いいたします。

補助金等につきましては、その性質に応じまして、10%から40%の削減を要請せざるを得ない状況にございます。補助金によりましては削減が難しいものもございまして、県とし

て、統一的な考え方のもと、関係団体等の御理解を得ながら削減に取り組むこととしております。

それから、23ページ以降でございますが、プロジェクトチームで個別に検討を行いました補助金を初めとする項目につきまして、その見直しの方向性について記載をしておるところでございます。23ページ、それから24ページ、25ページまででございます。

26ページでございますが、26ページから28ページにかけて、投資的経費について記載をしております。補助投資につきましては毎年度5%、単独投資につきましては3年間で35%程度の削減を目標に取り組んでおりまして、投資的経費全体で20%程度の削減見込みとなっております。

なお、28ページの課題に記載しておりますとおり、見直しを進めるに当たりましては、公共投資に依存する割合が高いという本県の実情を踏まえまして、投資的経費の削減が地域経済に与える影響等について十分配慮していく必要があると考えております。

29ページをお願いいたします。

ここから行政システム改革についての記載をしております。

人口減少や少子高齢化の進展、県民ニーズの多様化、地方分権の推進など、これまでにない環境変化の中で危機的な財政状況に直面しております。このため、記載しております5つの項目の方針に従いまして、こうした環境変化に対応可能な、質素で効率的な行政システムへの転換を目指していくこととしております。

まず、(1)の業務の見直しといたしまして、民間や市町村施設との役割分担という観点から、公の施設の見直しに取り組んでまいります。また、県出資団体等につきましても、人的・財政的支援について引き続き見直しを進めますとともに、団体のあり方についても検討を進めることといたしております。

飛びまして恐縮でございますが、32ページをお願いいたします。

組織体制の見直しについてでございますが、本庁及び地域振興局を初めといたします出先機関の組織体制について見直しを進めていくこととしております。

33ページをお願いいたします。

職員数の削減等につきましては、財政システム改革の中でも述べましたけれども、職員数の削減や臨時職員の配置の見直し等に取り組んでまいることとしております。

34ページをお願いいたします。

地方分権に向けた取り組みにつきましては、引き続き市町村合併の推進、さらには政令指定都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。また、市町村へのさらなる事務・権限移譲を推進していくことといたしております。

35ページの意識改革の取り組みについてでございますが、行財政改革を強力に推進していきますために、職員のこれまで以上の意識改革に取り組むことといたしております。

36ページをお願いいたします。

現時点での財源不足の状況につきましては、平成21年度から24年度までの大まかな見通しでございますが、現時点では、これまで説明をいたしました見直しに取り組ましても、下から2段目の枠囲みでございますが、毎年度約59億円の財源不足が見込まれるところでございます。

最後に、37ページでございますが、今後のスケジュールにつきましては、見直しの内容の精査を進めますとともに、市町村や関係団体等に対しましても説明を行っていくこととしております。さらに、当初予算編成作業の中でもさらなる見直しを行いまして、財政再建戦略として取りまとめ、来年2月の平成21年度当初予算案にあわせ、公表したいと考えております。

それから、38ページでございますが、今後

見直しを進めていくに当たっての留意すべき事項、特記といたしまして2項目掲載をいたしております。持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請につきましては、まず県みずから財政再建に向けた取り組みを進めていくとともに、国に対しましても積極的に要請を行っていくこととしております。

また、特記2でございますが、地域経済への配慮につきましては、県の歳出削減が公共事業初め地方経済に大きな影響を与えることが懸念されますことから、限られた財源の中でより地域の活性化に資する事業に重点化を図っていきまるとともに、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえながら、県内中小企業者の受注機会の拡大、県内産品の利用拡大にも積極的に取り組んでいくこととしております。

最後に、参考資料といたしまして、県民の皆様から財政再建目安箱等に寄せられました御意見、御提案の概要について記載をしております。

以上が中間報告の概要でございます。まだ検討中のものもございますが、今後さらに検討を進め、危機的な財政状況でございます県財政の再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○重村栄委員長 続けてどうぞ。

○岡村健康福祉政策課長 続きまして、報告資料の1ページの方をお願い申し上げます。

県出資団体等の見直し状況についてでございます。

当報告につきましては、平成18年2月定例会におきます財政対策特別委員会の要請を受けまして、各常任委員会において報告を行うものでございます。

全庁的な取り組みにつきましては総務常任

委員会で報告がなされますので、健康福祉部の取り組みにつきまして報告をさせていただきます。

なお、環境生活部につきましては、実行計画を策定いたしました対象団体はございません。

当部の対象団体は5団体でございますが、全体的な見直し状況といたしましては、1番目の熊本県国民年金福祉協会につきましては、既に平成17年11月21日に解散をいたしておるところでございます。

2番目の県社会福祉協議会につきましては、19年度から20年度にかけまして予算額が若干ふえておりますが、これは、判断能力が十分でない高齢者の方々の日常的な金銭管理をサポートいたします日常生活自立支援事業を強化するという観点から一時的に増加したものでございまして、全体といたしましては、県の関与を縮小する方向で見直しを行っているところでございます。

次に、3番目のさわやか長寿財団と5番目の生活衛生営業指導センターにつきましても、事業の効率化を進めながら、県の関与を縮小して存続する方向で見直しを図っております。

なお、3番目のさわやか長寿財団につきましては、先ほど議論があつてございましたが、平成23年に本県でねりんピックが開催される予定であります。その際、中核的な役割を期待されるところでございます。

4番目の社会福祉事業団につきましては、県有施設といたしましては、平成21年度末に廃止をいたしまして、その後民営化する予定でございます。

以上、2番から5番の団体につきましては、最下段にその合計を記載しておりますが、職員派遣では計5名の削減、県費支出では1億2,300万円の削減を行っております。

今後も実行計画に沿った見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

報告事項資料の2ページをお願いいたします。

熊本県次世代育成支援行動計画の19年度の実施状況について御報告いたします。

この次世代計画は、平成17年3月に策定したものでございまして、21年度までの5年間を計画期間としまして、250に及ぶ事業から成ります8つの基本施策を柱に、151の数値目標を設定して推進しております。毎年その実施状況を公表しなければならないことになっておりまして、昨年度に引き続きまして、19年度の実施状況を取りまとめ、公表するものでございます。

詳細は、別冊としてつけておりますが、この資料でその概要について御説明させていただきます。

まず、2番、(1)の平成19年度目標値に対する達成状況でございますが、①全体の実施状況といたしましては、3ページの上のグラフ、一番上の全体という棒グラフにございますように、19年度の目標値に対する達成率、100%以上達成しております項目、棒グラフの一番左でございますが、46%。真ん中の90%以上の項目、これが25%。両者を加えますと約7割となっております。全体としては、おおむね計画的に進んでいると考えております。

ただ一方で、8本の施策の柱ごとに見ますと、ややばらつきが見られますことから、おこなっている項目について、個々の課題等を踏まえながら、より一層計画的に推進していく必要があると考えております。

また、②特定14事業の状況についてでございますが、特定14事業といたしますのが、3ページ一番下の注書きに記載しておりますファミリー・サポート・センター事業などの14

の事業でございます。これらは、この計画の中でも根幹となる事業として推進しているものでございます。

実施状況は、グラフにありますとおり、目標を100%以上達成している項目が一番左の39%、これに90%以上達成した項目38%を加えますと8割程度となっております。全体としておおむね順調に取り組みが進んでおります。ただ、この中でも取り組みが進んでいない項目も見られるため、一層の推進を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。

(2)には、計画の最終目標でございます21年度の目標値に対する平成19年度末時点での進捗状況を記載しております。

下の円グラフの中で右上に記載しておりますが、既に目標値を達成している項目が28%でございます。一方で、左側の項目として、目標に対して6割未満の進捗率の項目も26%ございまして、こういった項目については特に推進を図っていくことが必要と考えております。

5ページをお願いいたします。

3のまとめにありますように、このような実施状況を踏まえまして、今年度の取り組み方針といたしまして、①まず、市町村の支援を初めとして取り組みの充実強化を図ってまいります。②引き続き、年度ごとの数値目標を設定して、その達成に向けて施策の着実な推進を図ってまいります。③あらゆる主体が一体となって次世代育成支援を進めるための機運の醸成、働きかけを行ってまいります。

以上が次世代計画の実施状況でございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

「こうのとりのゆりかご」の県の検証会議による中間取りまとめが9月8日に公表されましたので、その概要を御報告いたします。

1番、経緯にありますように、検証会議は、昨年11月30日、第1回会議を開催いたしまして、ことしの8月11日、第4回の会議までの間、6ページが一番下の枠に記載しておりますとおろ、柏女座長を含めまして7名の委員の方々により議論が行われてまいりました。

7ページ、2番、基本的な考え方についての1番に目的を記載しておりますが、この中間取りまとめは、社会的な課題、あるいは法制度上の課題などの整理を中心にまとめられたものでございます。

中間取りまとめのポイントとしましては、2番にありますように、まず、検証の対象期間、昨年の5月10日からことしの3月末までとなっております。また、2つ目の丸にありますように、ゆりかご利用事例の背景、事情。例えば、親の年代、家族・家庭の状況、こうしたことについても御報告の中では明らかにされております。この部分については、既に報道等で取り上げられている内容でございます。さらに、4つ目の丸にありますように、ゆりかごに対する評価に係る部分につきましては、引き続き最終報告に向けて議論を深めることとされております。

3番の中間取りまとめの構成と主な内容でございますが、本編が全体76ページございまして、これは別冊の方で添付してございます。その概要を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

まず、第1章では、ゆりかごの仕組みや関係機関の対応を改めて記載されております。

また、第2章におきましては、19年度のゆりかごの利用状況、その背景、これらを総括されております。

関連いたしまして、慈恵病院での相談事例などの総括、分析がなされております。

また、3章、これは、いわば本論に当たる部分でございますが、30ページほどのボリュームが割かれておりますが、ここでは、ゆりかごをめぐる、各委員から出された課題、意

見が整理されております。ゆりかごに預け入れられる以前、ゆりかごの運用面、預け入れられた子供に関するものなどに分けて整理してございますが、ここでは、委員から出された課題、意見が幅広く記載されております。

第4章では、対応が急がれる課題を整理し、国など関係機関に対する要望事項が記載されております。

例えば、(1)慈恵病院、県、市に対する要望の中では、県に対しては、③にありますように、子供の最善の利益を第一に考えた対応を求める要望がございまして。また、(2)国に対する提言と要望ということで、全国の児童家庭相談体制の充実などの要望が盛り込まれております。また、(3)として、全国の行政、関係機関に対する要望として、①ゆりかご事例について児童相談所が関与していた事例の検証の実施を求める要望などが記載してございます。

9ページが一番下になりますが、3番の今後の予定にありますように、今後3カ月に1回程度検証会議を開催し、来年の秋に最終報告が取りまとめられることになっております。

以上の内容で、9月8日に、検証会議の柏女座長から県への中間取りまとめの提出が行われ、その後、記者会見により公表がなされました。

以上、御報告申し上げます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございまして。

10ページをお願いいたします。

障害者自立支援法に係る影響調査でございます。

平成18年度に自立支援法がスタートいたしまして3年目を迎えております。抜本的な改革であったことから課題も多く、平成19年度には特別対策、平成20年度には緊急措置が実施されたところでございまして。

県では、このような状況を踏まえまして、平成18年、19年に引き続きまして、特別対策の効果など、今年度も調査を実施したところでございます。

調査の時期でございますが、(2)でございます。7月から8月にかけてまして、事業所及び市町村を対象に実施をいたしました。

調査項目については、(3)でございますが、自立支援法の施行の影響、特別対策等の効果、残された制度上の課題の3点を中心に実施をいたしました。

11ページをお願いいたします。

(4)の調査数でございますが、全数調査といたしました。回収率は、事業所におきましては77%、利用者に関する調査については72%の回収率でございます。

調査結果でございますが、12ページをお願いいたします。

調査結果につきましては、12ページの下から4行目でございますが、特別対策等について一定の効果が示されたものの、依然として課題が残されているというような結果でございます。

13ページをお願いいたします。

残された課題として声が寄せられたものを整理いたしますと、次の9項目となります。

最初の緊急措置でございますが、先ほども大西委員の方からの御質問もございましたが、声といたしましては、現状から制度が後退することなく、必要なサービスを安定して利用できる制度の確立を望むという声がたくさん寄せられたところでございます。

以下、記載のとおり的心声が寄せられておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

また、調査結果の詳細につきましては、お手元の方に別冊でお届けしておりますので、あわせてごらんいただければと思っております。

なお、この調査結果につきましては、現在

障害者団体との意見交換もしておりまして、その声等もあわせまして、見直すべき課題については、国に対して意見書を提出するなど働きかけてまいりたいというふうに思っております。

次に、熊本県立くすのき園の入所者の事故についてでございますが、報告事項の別冊の1ページをお願いいたします。

熊本県くすのき園入所者の事故についてでございます。

まだ事実関係や原因について究明を行っている段階でございますので、事故の概要についてのみ御報告をさせていただきます。

1の事故の状況でございます。

平成20年9月22日、月曜日、午後3時40分ごろでございます。宇城市の松橋町にございます県立障害者支援施設熊本県くすのき園の入所者の方が、同施設の施設職員が運転する障害者用リフトつき乗用車で病院に通院をいたしまして、その帰りに、帰園後、乗降リフトで後ろ向きに降車中に車いすごと転落されております。

入所者の方につきましては、頭を強く打って意識不明だったことから、市内の済生会病院でございますが、直ちに病院に搬送いたしまして緊急治療を行いました。9月23日の深夜にお亡くなりになったところでございます。

事故者につきましては、男性の入所者でございます。年齢が38歳でございます。右上下肢障害1種1級の方でございます。熊本県のくすのき園には、平成5年から入所をされているところでございます。

事故後の対応につきましてはでございますが、事実関係につきましては、先ほど申し上げましたが、警察において現場検証が行われており、また、指定管理者である熊本県社会福祉事業団においても事故の経緯等について調査をしているところでございます。

施設の概要でございますが、障害者支援施

設でございます。所在地につきましては、宇城市松橋町豊福にございます。沿革でございますが、昭和56年10月に身体障害者の授産施設として設立をいたしまして、設立当初から熊本県社会福祉事業団が受託運営をやっているところでございます。18年4月に指定管理者を行いまして、19年4月に新体系の事業に移行したところでございます。

詳細がまたわかりましたら、その時期にまた御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でございます。

14ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

法律の改正に伴いまして手数料条例を改正するものでございますが、改正の内容は、1点目は、医療制度改革関連法の改正の一環として保健師助産師看護師法が改正され、本年4月以降に行政処分を受けた准看護師に対し再教育研修を実施することになったことから、手数料の新設を行うものでございます。①は、教育研修実施の手数料、②から④は、研修修了登録などの事務手数料でございます。

2点目は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の名称が臨床検査技師等に関する法律に改正されたことに伴いまして、条例の関連部分を改正するものでございます。

なお、本条例は、総務常任委員会に付託をされてございます。

次に、15ページをお願いいたします。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の施行状況についてでございますが、6月の本委員会以降の状況について御報告を申し上げます。

まず、1の制度の改善の(1)、①の保険料の拡充でございます。

均等割を7割から一部9割軽減に拡充、それから所得割の部分を所得に応じて50%程度の軽減を行うというものでございますけれども、今年度は、括弧書きの経過措置がとられるようになってございます。

拡充の効果でございます。

本県の軽減世帯数の割合が64%から71%に増加いたしまして、均等割につきましては約9万7,000人、6.9億円。所得割につきましては約1万2,000人、1.2億円程度の軽減になります。この軽減分については、20年度は、国において全額補正予算において措置をされることになってございます。21年度以降につきましても、補正予算の中で検討するとされているところです。

次に、②普通徴収の対象者の拡大でございます。

ア)、イ)のどちらかの条件に該当する場合は、年金差し引きから口座振替に変更可能となりまして、本県では、9月9日現在で1,325人の方が申請をされております。

(2)の保険証についてでございます。

更新時期の来年7月に向け、保険証の色、文字の大きさ等について、広域連合で検討することになってございます。

16ページをお願いいたします。

制度改善の今後の動きでございますけれども、被用者保険被扶養者の均等割の軽減、それから終末期相談支援料等の診療報酬の取り扱いなど、(1)から(5)までの項目について右に記載のような措置が検討されております。

3の制度の周知・広報でございます。

これまで、国及び県、広域連合、市町村で、(1)、(2)のような周知、広報に努めてきておりますけれども、(3)の今後の対応といたしまして、引き続き市町村にはきめ細かな説明等をお願いするとともに、特に都市部の説明会につきましては、直接県職員を派遣して支援をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、4. 後期高齢者医療に係る審査請求についてでございます。

5月30日に12件の審査請求が出されましたが、いずれも制度そのものの廃止を求めるもので、審査会の審査対象とされていないものでございましたので、8月に却下の裁決になっております。その後、8月末時点で、新たに133件の同趣旨の審査請求が提出されており、現在内容の整理中でございます。

説明は以上でございますが、17ページに長寿医療制度の運営の仕組み、それから18ページに保険料軽減のイメージがございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

報告事項の19ページ、お願いいたします。

6月の厚生常任委員会で報告を求められていた周産期における県外搬送等の状況についてでございます。

県外への母体、新生児搬送件数は、平成17年は、調査票回答58施設分の搬送件数で、それぞれ27件、8件となっております。平成18、19年は、調査票による調査に加えて、調査票への無回答施設に県外搬送件数のみの電話調査をしています。調査票回答43施設分の県外への母体、新生児搬送数は、18年が、それぞれ26件、9件。19年が、31件、6件となっております。

調査票による回答では、3年間の周産期における県外搬送件数はほぼ横ばいでありました。平成15年から19年を見ますと、出生数は1万6,200人前後で推移しています。1,500グラム未満の極低出生体重児出生数は123人から144人とばらつきがあります。同じく極低出生体重児出生率も7.5から9.2とばらついています。全国的には、やや増加傾向が見られます。

新生児及び母体の搬送先には、多くの場合

でNICUが必要になります。NICU等の数は、18年から毎年3床増加し、今年8月末現在で36床となっております。

以上でございます。

○牧野健康危機管理課長 報告事項の別冊をごらんください。

別冊の2ページをごらんいただきたいと思います。

政府米事故米穀の不正流通問題につきまして状況報告をいたします。

まず、1番の事案の概要でございますが、これは、大阪市に本社がございます三笠フーズ株式会社が、政府から購入いたしました非食用の事故米穀、これを食用として不正に販売していたという事案でございます。

事故米穀と申しますのは、その小さく米印で書いてございます。政府が輸入した後、保管中にカビが発生したり、または、輸入時点または放出時点で残留農薬が検出されたもので、食用に適さないというふうに思っております。

白丸の2つ目でございますが、これに関連いたしました業者の数は、農林水産省の公表でございますが、全国で390社、熊本県内では合計41社が関連しているというふうなところでございます。

2番目に、主な経緯を書いてございます。

まず、9月5日に、農林水産省が事実について公表いたしております。それから同時に、福岡県の方で、これは三笠フーズの九州工場を管轄するということでございますが、福岡県の方で、この三笠フーズに対しまして、この事故米穀の回収命令を発したというところでございます。

次の米印が本県の対応でございますが、この時点で、本県といたしましては、福岡県、それから九州農政局からの情報に基づきまして、部内の情報共有、それから対応協議をいたしまして、翌6日から県内の関係事業者

つきまして立ち入りの調査を行ったところ
でございます。

8日には、関係事業者のうち酒造2社の方
から、このような事故米を購入した可能性
があるといった自主公表がございました。同日、
県の方では、酒造2社から検体を採取してお
りました残留農薬検査の結果について公表し
たところでございます。この時点で、特に残
留農薬の問題はないというふうな検査結果が
出たところでございます。それから、同日、
農林水産省では、酒造関係の企業名を公表し
たというところでございます。

それから、9日になりまして、新たにまた
酒造関係が1社判明したというふうなことで
ございますが、このころは、調査が進むに従
いまして、少しずつ関係事業者の方がふえて
きたというふうなところでございます。

11日、それから12日にかけて、県が立
入調査の時点で採取いたしましたいろんな検
体について、その検査結果を順次公表したと
ころでございます。

16日に、農林水産省の方から中間報告とい
うような形で関係業者の名称等が公表され
たところございまして、この段階で、県内41
社の関連があるというふうなことが公表され
たところでございます。同日、県の方では、
それまでに採取しておりました検体につつま
して、その時点までに行っておりました検査
の最終的な公表をしたというところござい
ます。後で出てまいります、検査結果につ
きましては、すべて健康への影響は考えられ
ないというふうなレベルであったというところ
でございます。

それから、17日に、県といたしまして、本
件で影響を受けます中小事業者への緊急支援
策ということで、商工観光労働部、それから
環境生活部、それから健康福祉部、3部の連
携で対策を公表したところでございます。

次のページをごらんください。

大きな3番で本県の対応をまとめてござい

ますが、(1)が、健康危機管理調整会議とい
うふうなことで、部内の情報共有、連携と、
それから(2)が立入調査でございまして、本
庁にございます食品衛生監視機動班とそれか
ら保健所が協力いたしまして、9月6日から
11日まで立入調査を実施しております。その
時点で、出荷自粛とかそれから販売自粛等を
要請しますとともに、それ以上消費者の方に
渡らないようにといった店頭の状態等を確認
したところでございます。

それから、(3)で残留農薬の検査がござい
ますが、関係事業者から採取いたしましたし
ょうちゅう等の検体につきまして、今回問題
になりました残留農薬、メタミドホス、アセ
タミプリド、それからカビ毒、アフラトキシ
ンB1、これにつきまして検査をしたところ
でございます。

(4)が、いろいろな消費者等からの相談へ
の対応ということで、食の安全・消費生活課
とそれから健康危機管理課、消費生活センタ
ー連携とりまして、相談窓口を設置してござ
います。

(5)が、中小事業者への緊急支援というこ
とで、商工観光労働部の方で、影響を受けま
す中小事業者への経営相談、金融支援等が実
施されているというところでございます。

一番下に、参考ということで、三笠フーズ
から県内に事故米穀が流れている、これは事
故米穀が流れている可能性があるというふう
なところでございますが、(1)が米、それか
ら米粉の関係で、それから(2)が酒造関係と
いうことでそれぞれルートを書いてございま
す。太枠で囲んだ中身が県内の事業者でござ
いまして、合計が41社というふうなところで
ございます。

以上が政府米事故米穀の不正流通問題でござ
いまして、若干関連いたしまして、報道され
ておりますメラミン混入の疑いのある食品
につきまして、ごく簡単に御報告させていた
だきます。

大阪府の丸大食品株式会社が中国から輸入しております加工食品につきまして、工業用の化学物質でありますメラミンが混入されている疑いがあるというふうなことで、同社で製品の自主回収を行っているところでございます。

これにつきましては、この本社または本社を管轄いたします大阪府の高槻市保健所から情報を得ておりますが、現在までのところ、この自主回収の対象となっております品目につきましては、本県内の小売店には出荷されていないというふうなことを確認しているところでございます。

このほか、さらに、丸大食品から東京の日清医療食品株式会社というふうなところから県内の病院や福祉施設に提供されていたというふうなことが報道されております。これにつきましては、現在関係施設について事実関係等を調査中でございます。なお、現在までに健康被害の報告はあっておりません。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん方にちょっとお諮りしますが、大分時間もたっておりまして、また、先もちょうとかなりかかると思うんですが、トイレ休憩等必要であればとりますが、どうしますか。（「お願いいたします」と呼ぶ者あり）いいですか。

じゃあ5分間ほどトイレ休憩をとりたいと思います。

午前11時43分休憩

午前11時49分開議

○重村栄委員長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

報告事項を続けたいと思います。

環境生活部の方から。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でござい

ます。

財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況について報告いたします。

別冊になっております財団法人の経営状況の報告についての資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

沿革として、これまでの経緯を記載しておりますけれども、当財団は、平成6年9月の閣議了解により、財団法人水俣・芦北地域振興基金として設立されたものでございます。その後、平成12年2月に、いわゆるチッソ株式会社支援本策が閣議了解され、チッソ株式会社が行う患者補償のセーフティーネット機能を果たすために、同年12月に、ほかの2つの財団と統合して、名称が今の名称に変更されております。

統合に伴いまして、財団資産に係る県の出資割合が37.5%になりまして、議会の報告義務のある50%を下回っておりますけれども、設立の経緯等もありまして、例年本委員会に財団の経営状況を報告させていただいているものでございます。

ではまず、19年度の事業の実施状況について御説明いたします。

本財団におきましては、基本財産及び運用財産の総額80億円ありまして、その運用益をもって水俣・芦北地域の再生、振興、協調に関する事業を行っており、平成19年度においても、そこに掲げてあります3つの事業を実施しております。

1ページの下に掲げております、まず、1番の地域振興事業でございますが、本事業は、地域の産業の振興、自主的な地域づくり等の活動を行う団体に対して助成を行うもので、平成19年度においては、2ページから3ページに記載してある35の団体に対して助成を行ったところでございます。3ページの下段右端にありますように、助成の総額は4,353万円となっております。

次に、4ページの2、もやい直しセンター運営事業でございますが、地域の協調、発展に関する事業として、財団法人水俣市振興公社及び社会福祉法人芦北町社会福祉協議会のもやい直しセンターに対し、そこにありますように、総額3,058万9,000円余の助成を行っております。

次に、5ページの3 環境技術研究開発事業でございますけれども、地域の環境技術研究開発を支援するために、資料に記載の3企業に対しまして、合わせて2,692万4,000円余の助成を行っております。

次に、平成19年度決算について御報告申し上げます。

6ページの平成19年度収支計算書総括表をごらんいただきたいと思っております。

当財団には、一般会計と2つの特別会計がございます。

科目の欄を右に読んでいただきますと、その一般会計と2つの特別会計が出てまいります。まず、一般会計は、先ほど御説明いたしました3つの助成事業を行っている会計でございます。

また、設備投資資金貸付特別会計は、平成6年度から平成10年度まで、チッソ株式会社に対して、設備投資に係る資金を県から借り入れて貸し付けを行っており、これはいわゆる設備県債でございますが、その経理に係る会計でございます。

また、一時金貸付特別会計は、平成8年度から9年度にかけて、チッソ株式会社に対して、政府解決策に基づく一時金に係る資金を県の出資を受けて貸し付けを行っており、これは一時金県債ですが、その経理に係る会計でございます。

まず、一般会計ですが、これは縦に行きますけれども、基本財産及び運用収入合わせて事業活動収入計が、Aのところでございますけれども、1億3,762万3,000円余となっております。

事業活動支出につきましては、先ほど御説明しました3つの事業費約1億236万2,000円余のほか、人件費、会議費等の管理費支出446万5,000円余を合わせて、支出計が1億682万7,000円余、その事業活動収支差額は3,079万5,000円余となっております。

続いて、投資活動収支の部に入ります。

収入計が29億9,000万円となっておりますが、これは、平成19年度中に満期償還を迎えた国債等、それから大口定期預金等を一たん収入として受け入れたものでございます。なお、この償還のあった全額を改めて国債等約20億円と定期預金9億9,000万円で運用しております。その額を支出の部の運用財産取得支出として計上しております。固定資産取得支出と合わせて、支出計は29億8,716万5,000円、投資活動収支差額は283万4,000円余となっております。

なお、財務活動収支の部への計上はございません。

したがって、当期収支差額は3,363万円余、それから前期繰越収支差額1億3,220万4,000円余と合わせまして、次期繰越収支差額が1億6,583万4,000円余となっております。

また、特別会計の方に入りますけれども、設備投資資金貸付特別会計につきましては、平成19年度にチッソ株式会社から549万8,000円余が返済されたため、これを事業活動収入として計上するとともに、同額をそのまま県へ返済しましたことから、同額を財務活動支出として計上しており、当期収支差額はゼロとなっております。

また、一時金貸付特別会計については、チッソからの返済なく、収入、支出ともゼロであり、当期収支差額もゼロでございます。

なお、平成20年度の事業計画及び収支予算については19ページ以降に記載しておりますけれども、基本的には平成19年度と同様の事業を行うこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料20ページをお願いいたします。

平成19年度に実施しました大気・化学物質等の主な調査に対して御報告いたします。

(1)の①大気汚染常時監視調査でございますが、アの二酸化硫黄、二酸化窒素は、すべての測定局で、また、イの浮遊粒子状物質は、32の測定局中21局で環境基準を達成いたしました。ウの光化学オキシダントは、すべての測定局で未達成でございました。

なお、光化学スモッグ注意報につきましては、4月27日から5月27日までの間に、表に記載のとおり、延べ4日、7地域に注意報を発令しております。この光化学スモッグにつきましては、平成18年6月7日、本県観測史上初めて注意報を熊本市に発令しております。観測してから32年ぶりに発令したということになります。

次に、②の酸性雨調査でございますが、県下4地点で調査をしておりますが、これまでと同様、各地点とも酸性雨の傾向が見られております。

次の21ページをお願いいたします。

(2)の有害大気汚染物質調査でございます。

県下6地域で19物質を調査いたしました。環境基準が定められておりますベンゼン等4物質につきましては、いずれも環境基準を達成しております。

(3)の騒音調査でございます。

①の航空機騒音は、6地点すべてで環境基準を達成、②の自動車交通騒音は、幹線道路20区間で調査しまして、評価対象住居のうち95%で環境基準を達成いたしました。また、③の新幹線騒音につきましては、環境省の委託によって実施したものでございますが、6地点のうち2地点が環境基準を達成いたしま

したが、4地点については環境基準を未達成でございましたので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR九州に騒音対策を講じるように要請をいたしております。

(4)の環境放射能水準調査につきましては、これは47都道府県がすべてやっている調査でございますが、文部科学省の委託を受けて実施しているところでございますが、降水や大気浮遊じんなど、すべてについて異常は認められませんでした。

次に、報告資料22ページをお願いいたします。

荒尾市浦川流域のPCP、これはペンタクロロフェノールという化学物質でございますが、その汚染対策についてでございます。

1の経緯でございますが、平成16年度に、環境ホルモン調査の一環として、荒尾市浦川の一部橋で実施しました水質調査の結果、このPCPが検出されました。そこで、追跡調査を行いましたところ、その原因は、川の上流にある複数の工場で使用している井戸水、この井戸水に含まれているPCPであるということが判明いたしました。そのため、地下水汚染拡大の防止、汚染原因究明等を検討するため、荒尾市浦川流域化学物質汚染対策検討委員会、これを設置いたしまして、河川水、事業場排水、事業場所有井戸などの調査を行ってきたところでございます。

本年3月になりまして、事業場所有井戸調査では、これまでの最高値を上回る220マイクログラムパーリットル——これは水1リットル中に220マイクログラムが含まれているということでございます。となり、7月下旬の荒尾市からの報告によりますと、荒尾市水道水源井戸の3月の水質調査では、PCPが7.85マイクログラムパーリットルとなりまして、保全目標としておりますWHOの飲料水水質ガイドライン、9マイクログラムパーリットルに近い数値であったため、荒尾市浦川

流域化学物質汚染対策検討委員会、これを時期を前倒ししまして9月1日に開催をいたしました。

このPCPにつきましては、1の下の方に小さく米印のところに書いてございますが、PCPは、過去におきまして除草剤などに使用していた農薬でございまして、水質、地下水、あるいは飲料水に関する法定基準はございません。

2のPCP検出の状況と措置状況でございますが、(1)PCPの検出状況につきましては、表のうち、①の表が河川水、②が事業場所有井戸と排水、次ページの③が荒尾市水道水源のPCP濃度をあらわした表でございます。③の表中、この表の1-2号井の行を右の方に見ていきますと、H20の欄に1.50から7.85まで、この7.85とありますが、平成20年3月に市が調査した結果でございます。

次の23ページの中ほどの(2)措置状況でございますが、①荒尾市水道局では、1-2号井の揚水を4月以降停止いたしまして、1-1号井も、これは15メートルほど離れたところに1-1号という井戸がございまして、その揚水量も削減しております。しかしながら、市は、現在、15本の井戸から取水しまして、大牟田市の表流水と混合した後、消毒して給水しておりますので、給水につきましては、PCPは不検出で問題はないということでございます。また、②の事業場周辺の半径500メートル程度の私有井戸15本につきましても調査いたしましたが、ほとんど不検出であり、問題はございませんでした。

なお、地下水汚染の拡大防止等今後の対策を検討するために、9月1日に第5回荒尾市浦川流域化学物質汚染対策検討委員会を開催いたしまして、3に記載してございます提言をいただいたところでございます。

(1)PCP利用履歴を再検証すること。この複数の工場の中の1社は、過去において使っていたという履歴がございまして、その

辺を再度検証するという事。それから、私有井戸の調査を行い、市水道水源、事業場所有井戸などの調査頻度を高めること。(2)汚染原因の究明は引き続き行うこと。(3)事業場所有井戸の揚水により周辺井戸への汚染拡大防止や土壌浄化を図ることなどでございます。

今後は、提言に沿って調査を行いますとともに、12月をめぐりまして、年内に第6回検討委員会を開催しまして、さらなる検討を行う予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

資料の24ページをお願い申し上げます。

水質汚濁防止法に基づきます水質測定計画により実施をいたしました昨年度の公共用水域の水質調査結果がまとまりましたので、その概要につきまして御説明申し上げます。

まず、1の(1)に調査の趣旨を記載しておりますが、この調査は、水質の経年的変化を継続的に把握するため、年間を通じて水質調査を実施し、環境基準の達成状況を把握し、環境基準が未達成の水域につきましては、原因分析や取り組み強化を図ることとしております。

(2)の①に調査方法が書いてございますけれども、環境基本法等に基づきます環境庁告示等の中で定められております。②の調査項目につきましては、健康項目、生活環境項目、以下、それぞれ合計88項目となっております。

次の25ページになりますが、③の調査検体数といたしましては、昨年度は2万1,652検体を調査したところでございます。

(3)の主な調査結果の概要でございますが、①健康項目につきましては、河川、湖沼、海域の112地点で調査を実施しました結果、琢磨川下流域の金剛橋及び前川橋におきまし

て、砒素のみが環境基準を超過いたしましたけれども、この2地点はいずれも汽水域に環境基準が設定されているため、砒素の環境基準は適用しないこととされている海域の影響を受けた結果と判断しておりまして、達成率の評価対象からは除外してございます。そのほかには、健康項目について環境基準を超過したところはありません。

次に、②の生活環境項目でございますが、まず、水質汚濁に係る代表的指標でございます河川のBOD、湖沼及び海域のCODにつきまして、河川48水域120地点、湖沼3水域4地点、海域19水域54地点で調査をいたしましたが、河川のBODにつきましては、48水域の中で、菊池川の1水域及び坪井川の2水域で環境基準を達成できなかったことから、全体では、達成率は93.8%となっておりますところでございます。

また、CODにつきましては、湖沼で3水域すべて環境基準を達成しておりますが、海域は19水域の中で14水域での達成となっておりますので、達成率は全体で73.7%となっております。また、有明海では、全体7水域の中で7、8、16の3水域で環境基準を超過いたしましたので、達成率は57.1%。八代海は、全体11水域でございますが、八代地先水域(丙)、八代海(7)で環境基準を超過いたしましたので、達成率は81.8%となっております。

全窒素、全燐につきましては、湖沼3水域4地点、海域22地点の合計26地点で調査をいたしました結果、湖沼は、緑川ダムで全窒素に係る環境基準を満たしておりませんが、全燐につきましては、すべて環境基準を満たしてございます。

次に、26ページに移りますが、海域は、有明海の3水域中、(二)の水域で、八代海の3水域の中では八代海北部水域でいずれも環境基準を超過してございますので、環境基準達成率といたしましては、それぞれ66.7%となっておりますところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

(4)の今後の対応といたしましては、環境基準を達成していない公共用水域等ございますので、引き続き、庁内関係各部署並びに国、関係各県、市町村等と連携をいたしまして、行政の目標でございます環境基準を達成できるように、生活排水、工場・事業場排水及び農畜産排水等の対策を進め、水質汚濁負荷の軽減に努めていくこととしているところでございます。

次に、その下の大きな2でございます。

地下水質の調査でございます。

(1)に調査の趣旨を記載してございますが、水質汚濁防止法第15条の規定に基づきまして、地下水質の汚濁状況を常時監視しているところでございます。

調査の種類は、以下に記載しております6つの調査で県下全域でやっておるところでございます。

(2)の調査方法等につきましては、先ほどの説明と同様でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

②の調査項目につきましては、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目でございますカドミウム、テトラクロロエチレンなど26項目としているところでございます。

③の調査検体数は、延べで井戸数3,502本で検体を採水いたしております。

次に、(3)の調査結果の概要でございますが、詳細につきましては、29ページに表の4-1から4-6というところで記載しておるところでございますが、概況調査では、新規に実施をいたしました496本の調査井戸の中で15本、超過率が3%になってございますが、硝酸性窒素または弗素等の基準超過を確認しているところでございます。

継続して実施をしております定点監視調査2,094本の調査井戸の中で、砒素、テトラクロロエチレンなどの基準超過が14本の井戸から確認してございます。これは超過率としま

しては0.7%でございます。

汚染地区調査では、681本の調査で152本、超過率22.3%の井戸に9項目の基準超過。

過去に有機塩素化合物等の汚染が確認された検出井戸周辺地区調査では、111本の井戸からは、今回は基準超過の物質は確認されておりません。

新たに汚染が発見された井戸周辺の地区調査では、汚染井戸周辺の井戸を84本調査してございますが、23本、超過率としまして27.4%の井戸で2項目の物質に基準超過を確認してございます。

特定地点調査といたしましては、荒尾地域の指標井戸36本を調査してございますが、7本、超過率19.4%で硝酸性窒素等の基準超過を確認しているところでございます。

その下の(4)今後の対応といたしまして、①のところを書いておりますけれども、これらの調査結果につきましては、速やかに井戸所有者、市町村等に通知をいたしますとともに、環境基準超過の井戸につきましては、必要な飲用指導等を実施しているところでございます。

また、②汚染井戸周辺の継続調査につきましては、新規の基準超過井戸について継続調査を実施し原因究明に努めるとともに、当該井戸の周辺地域につきましても計画的に調査を行いまして、汚染の広がりへの把握に努めることとしているところでございます。

最後に、③に記載しておりますが、特に硝酸性窒素等につきましては、荒尾・熊本地域で県が策定しております削減計画に基づきまして、関係者と協力をしながら、負荷削減対策を進めていくこととしているところでございます。

なお、平成19年度の水質調査結果につきましては以上のとおりでございますが、詳細につきましては、各委員のお手元にこの青い分厚い冊子がございます。この調査結果を冊子にまとめておりますので、それを配付してお

りますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、20年度の水俣湾環境調査の結果の速報につきまして御説明を申し上げます。

資料の30ページをお願い申し上げます。

これはまだ調査過程でございますが、まず、1の(1)調査の趣旨といたしまして、そこに記載してございますけれども、13年3月に策定をいたしております水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために、水質、地下水、底質、魚類、動物プランクトンの水銀含有量等につきまして調査を実施しております。

今回は、これまでに結果が判明をいたしましたこの20年度の調査につきまして、中間ではございますけれども、御報告を申し上げます。

調査結果につきましては、いずれも今回は異常は認められておりません。

(2)に調査項目、調査時期等書いてございますけれども、魚類以外につきましては、まだこれから調査が続いてまいります。

次に、31ページをお願いいたします。

31ページの(3)の調査結果でございますが、①魚類につきましては、先ほど申し上げましたように、暫定的規制値等を超過しておりますが、数値につきましては表の中に記載してございますけれども、20年度と書いてあるところをごらんいただきますと、カサゴにつきましては、総水銀が0.31ppm、メチル水銀0.26。ベラにつきましては、同じく0.19、0.16という形でございまして、表の一番右に書いてございますが、暫定的規制値以下となっているところでございます。

また、その表の下でございまして、②水質調査、6月、8月実施分と地下水調査の8月実施分につきましては、いずれも総水銀は検出されておりません。

(4)に今後の予定を書いてございますが、10月調査予定の水質調査、底質調査、動物プ

ランクトン調査、来年2月実施予定の水質調査、地下水調査を実施した上で、20年度の結果を取りまとめ、来年度の6月県議会に御報告を申し上げることとしておるところでございます。

次に、報告の6でございますが、熊本地域地下水総合保全管理計画の概要について御報告を申し上げます。

資料の33ページでございます。

この概要につきましては、既に6月議会で、委員会で御説明申し上げておりますので、簡潔に御説明を申し上げます。

1の経緯に書いてございますが、6月議会以降、5行目になりますが、右端からでございますけれども、パブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの結果を反映した形で、さらに、15団体で推敲いたしましたして、9月2日、火曜日に開催されました熊本地域地下水保全対策会議におきまして、ただいま申し上げましたような形で管理計画を策定されたところでございます。

2に、計画の概要を書いてございますが、これも6月議会で御説明いたしましたこととほとんど変わってございませぬ。策定主体は、県と熊本地域14市町村。目標年次は平成36年度。それから3の目標につきましては、涵養量6億3,600万立方メートル、採取量上限の目標といたしまして1億7,000万立方メートル、水質保全目標といたしまして、すべての井戸で環境基準値以内に抑えていくと。それから(4)に、主な対策でございますが、特に⑤に記載しておりますけれども、今回のパブリックコメントの中でも出されておりましたけれども、地下水の保全に向けて、熊本県の地下水保全条例等の内容のさらなる充実を図っていくところを掲げているところでございます。

3に、今後の進め方を書いてございますが、県及び14市町村では、目標を着実に達成するために、5年間の年次目標や具体的な取り組

みを内容といたします行動計画を今年度中に策定することとしているところでございます。

詳細につきましては、別冊で計画本文と資料編等を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

35ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備に関する最近の主な取り組みについて御報告を申し上げます。

平成19年度に実施いたしました地質・地下水調査結果を取りまとめましたので、5月17日には南関町の対策委員会、5月の20日には和水町の対策協議会に御説明を申し上げました。

36ページに入りますけれども、環境影響評価方法書の間取りまとめを作成いたしましたので、8月2日には南関町の対策委員会、それから8月6日には和水町の対策協議会に対して、これも御説明申し上げたところでございます。

また、7月14日、8月14日でございますが、それぞれ和水町、南関町の議会に対しましても同様の御説明を申し上げたところでございます。

2の今後の取り組みのところでございますが、(1)に記載しておりますように、現在条例に基づきます環境アセスメントの手續に着手しておりまして、10月中には、第1段階であります方法書の公告・縦覧ができる見込みでございます。

基本設計も作業中でございますので、12月議会には改めて御報告をさせていただく予定でございます。

今後とも、引き続き施設の必要性や安全性を丁寧に御説明し、できるだけ早期に地元の

御理解をいただけるよう努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況について御報告をいたします。

まず、1の前の厚生常任委員会以降の主な経緯について御報告いたします。

6月30日に、定例県議会本会議におきまして、チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書が決議されまして、関係5府省へ意見の提出がなされたところでございます。

8月8日の日には、知事が、新たな斉藤環境大臣に対しまして、早期の全面解決を要請されたところでございます。

次に、2に、新たな救済策の最近の状況についてでございますが、各関係機関の動向について御報告をいたします。

まず、環境省でございますが、大臣が、就任記者会見で、チッソ株式会社を説得したいと思っていると発言されたところでございます。その後説得の会談は特に持たれておりませんが、その後の記者会見におきまして、チッソの対応に対して不快感を示されております。

次に、与党PTでございますが、園田座長は、7月26日に開かれました御自身の国政報告会の場で、年内の全面決着に向けて最大限努力する、裁判を提起している方々にも話をしたい、民主党とも協議をしたいといった発言をされております。

次に、民主党でございますが、水俣病対策作業チームの松野座長が、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟原告団集會に参加された折に、記者に対しまして、水俣病被害者救済特別措置法案を次の臨時国会に議員提案する意向を表

明されております。法案提出前に、与野党協議が必要だということも発言されたように聞いております。

次に、被害者団体でございますが、与党PT案の受け入れを表明しております出水の会と芦北の会が、6月27日のチッソ株主総会の会場前で、救済策受け入れを求める抗議活動を行われました。与党PT案の受け入れを拒否しております不知火患者会の弁護団長が、与野党の国会議員と意見交換する場を持ちたいという意見を表明されているところでございます。

次のページをお願いいたします。

水俣市議会の動きでございますが、チッソ株式会社の抜本支援策の堅持と分社化を含めた健全経営の支援を国及び県に求める意見書を議決されております。

各動向につきましては以上でございますが、県といたしましては、県議会と一体となりまして、引き続き、新たな救済策の実現に向けて、その役割を果たしながら精いっぱい取り組んでまいります。

次に、3の認定業務の状況についてでございますが、6月以降大きな変化はあっておりませんので、説明は省略させていただきます。

また、4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在、国家賠償等請求訴訟が2件、水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件提起されております。今後も、口頭弁論等を通じまして、主張、立証を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

少年に有害な玩具類等へのナイフ指定についてでございます。

経緯でございますけれども、本年6月8日、東京・秋葉原におきまして、ダガーナイフを

使用した殺傷事件が発生し、少年による模倣犯対策といたしまして、全国的にそれぞれの条例に基づきます有害玩具としての指定の動きが進んでまいりました。

本県におきましても指定に向けた検討を行い、県警と連携しまして、県内のナイフ等販売状況を調査しました。その結果、県下で61店舗74種類のナイフ等の販売がなされております。

これを受けまして、8月26日、少年保護育成審議会へ諮問をした結果、全会一致で賛同していただいたことから、9月16日付で指定を行いまして、9月26日、明日でございますけれども、付で県公報に登載するとともに、刃物の取扱店への通知、教育関係機関等への周知徹底を図ることとしております。

概要でございます。

平成10年にバタフライナイフを有害玩具として指定しておりますけれども、今回は、ダガーナイフのみを特化した個別指定ではなく、銃刀法の規定をもとにした包括指定を実施することとしております。

内容的には、下表に示しておりますとおり、刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフであって、刃先が片側または両側にあるもので、刃体が柄に固定される固定式ナイフ、これがダガーナイフが該当いたしますが、同じく刃体と柄を直接的に固定する装置を有する折り畳み式のナイフ、同じくとめ具によって刃体を柄に固定する装置を有するスライド式ナイフ、これを包括的に指定するものでございます。

罰則といたしましては、玩具類等の販売を業とする者が18歳未満の少年に有害玩具等を販売した場合は、20万円以下の罰金または科料に科せられることとなります。

以上でございます。

○重村栄委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○城下広作委員 委員長、環境も健康も順番、全部ひっくるめて、どこでもいいということですか。

○重村栄委員長 はい。

○城下広作委員 わかりました。

ちょっと2点だけ確認、また教えていただきたいというのがあります。

例の事故米の件なんですけれども、私も全然これは知りません。ミニマムアクセスで外国から一定の量の米を輸入しなきゃいけない、これはもう国際的ないわゆる取り決めで、その責任があるということで承知しているわけですね。

そこにいわゆる残留農薬の基準値を超える米があって、それでも政府としては受け入れなきゃいけないのかと、この辺はもともと基準はどうだったのかと。普通だったら、基準を超えていたら返すと、まともな分だけ入れるというような前提だったのか、基準を超えてでも一応それは工業米に使うからいいんだというような取り決めだったのか、ここをちょっと確認、まずさせていただきたいと思っています。わかるとこがあれば。

○牧野健康危機管理課長 今回の残留農薬につきましては、1つは、輸入される段階では国内の残留農薬基準に合致していたと。ところが、その後一定の保管期間を過ぎて放出するときに、その途中でポジティブ・リスト制度がスタートしまして、その時点で、国内の残留農薬基準に違反する事態になったというふうなことが1つ要因というふうに聞いております。

○城下広作委員 ということは、入れるときは、当然基準を超えるものは入れないという

ことで、検査があつてということでちゃんとなっているということですね。もう一回確認です。

○牧野健康危機管理課長 その点につきましては、これは農政局から聞いているところでございますが、これまでの制度では、輸入時点で残留農薬等で国内の食用に適さないというものにつきましても、輸出国に返すということではなくて、別の用途に使用するというふうな取り扱いがなされていたというふうに聞いております。

○城下広作委員 これは、県の問題じゃなくて国の問題だから、今からそれは入れないと、返すというふうに頑張っていくという流れは聞いています。

まず、ここをちゃんとしないと、いわゆる汚染されたものを国内にまず——幾らミニマムアクセスだといっても入れること自体は甚だおかしいことであつて、ここがちょっと甘いのかなということで、これは国に頑張ってもらおうと思います。

それで、こういう例えば事故米が発生しています、カビが生えました、それで、こういうのを政府が買い入れて、これは工業米として、逆に言えば、転用するしかないから工業米で流通するかもしれませんよという内容は、政府から各都道府県にそういう連絡はあつていたのかなのか、ここをちょっと確認したいと思います。

○牧野健康危機管理課長 個別に連絡を受けていたことはございません。

○城下広作委員 ないということですね。

○牧野健康危機管理課長 はい。

○城下広作委員 では、全くこれはもう国の

管理の問題であつて、いわゆる県でそのことを未然に防ぐということではできなかつたということになると思います。それで一応安心しました。

仮にそういうのが事前に、こういう政府米で買い上げた分で事故米がありますよ、それが各所に流通する可能性がありますよ、一応これは工業米だけだから用心してくださいねと、ましてや食品に回らないように注意してくださいねというのが連絡してあつたら、これは県もある程度責任があると思うから、それはなかつたということだから安心をしました。

わかりました。じゃあそれはもうそれで、これは国の問題だということをごんごん言うしかないなというふうに思っております。

もう1点、済みません。

○重村栄委員長 どうぞ。

○城下広作委員 後期高齢者医療制度の問題ですけれども、大臣が何を間違つたか、本当に我々はよく理解できないというふうに思います。

それで、真意を確認したら、大臣の真意は、大分報道機関で言う、出された部分とは違つて、例えば75歳以上の方で現役のいわゆる勤めをして収入がある方は、あえて後期高齢者へ移動しなくても、その方は従来の保険制度に残つてもいいのではないかというふうに思うとか、例えば振り込みが、ある意味では、申告制度に今度見直したけれども、これをもっとさらに徹底していくというような意味合いで言ったんだと、けれども、報道では全面廃止というふうな形になつたというふうにとらえられているんですけれども、この報告書でも、改めてそういうことは何も書いてないし、やつと制度が半年たつて徹底し始めて、広域連合もスタートして、一部若干おかしいのは見直しをやるとして、10月15日から年金

天引きが始まろうとしているときの話の部分で、大変甚だ迷惑な話だったと思います。

それで、この部分に関して、今、県の方として、事務方としてもどういうふうにその辺のこと、感想を思うかということを確認させていただきます。

○高橋医療政策総室長 土曜日だったと思います、私も、この報道を見ましてびっくりしたところでございますけれども、早速、9月22日の月曜日に、厚労省の高齢者医療企画室長さんから電話が私に直接ございまして、その発言の趣旨の説明がございました。

その内容といたしましては、先週来からの報道の舛添大臣の発言は、個人としての考えを述べられたものだというのが第1点でございます。事務方としては、当然相談もなかったし知らなかったことだというふうに御説明を受けております。それは、今回の制度については、10年来の議論を踏まえて、よりよい方策として4月から施行されているものと、また、改善策もとっているんだというふうなお話がございました。

お話の中では、1年程度をかけて議論するとされているということでございまして、法でも5年以内に見直すというふうな規定がございます。それを前倒しでやるのかどうなのか、これは新内閣になって検討されることだというふうなお話でございました。

当面は、現行制度のまま運用されていくわけでございますけれども、先ほどの10月15日、これは国保の年金天引きも新たに始まるということでございますので、国としては粛々と対応していただきたいというふうなお話でございました。

それで、私どもも、お話を聞くだけじゃと思いましたが、当然私どもも制度の趣旨は十分承知しておりますけれども、今回の報道が県民の方々にどういう受け取られをしたか、これが一番問題であるということをし

上げたところでございます。

一番混乱するのは、県民の方々、それから市町村、広域連合の現場の方々でございますので、これまで制度の改善策等事務作業にかなりエネルギーをとられていた部分がございます。今回の報道でもってどういうふうな影響が出るのか、また、制度や保険料に対する相談、苦情も一段落して、これから広報の方にエネルギーを集中していきたいと思っていたやさきのことであつたので、どういうふうに影響が出るのか大変心配しているというふうなことをお答えしたところでございます。

いずれにしても、そういう状況でございますので、私どもとしては、見直しがどういうふうに進められるか、これは見守りながら粛々と進めていきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 今の話で、全く同感でありまして、納得いたしました。舛添大臣の個人的見解で、そこに報道がある意味では色をつけ加えて、廃止という言葉に躍り出たと思っております。

それで、この制度は、もうおっしゃるとおり10年かけて論議をし、共産党以外はすべて、ある程度の見直しは必要だということで、強くある意味では決定した内容でございますので、この辺は今、厚労省としては何ら揺らぐことはない、大臣の部分は。ただ、5年の間に見直しをしなきゃいけない、これはちゃんとうたってありますので、それを前倒しする論議は今からでもやることは、これはあっても構わない。ただ、制度の廃止ということは違うということは、改めて皆さんがしっかりとその辺は周知徹底をしていただきたいと強く要望したいと思います。

もう1つ、単純なことですけれども、ここに長寿医療制度(後期高齢者医療制度)となっております。これは、法律ではまだ後期高齢

者医療制度という名前が正式名であって、長寿医療制度が逆に言えば通称ということで、括弧は反対じゃないかと個人的に思うんですが、これはどうでしょうか。

○高橋医療政策総室長 なかなか難しいところでございまして、現在国の方もこの長寿医療制度というふうなものを表の方に出してございまして、括弧書きで後期高齢者医療制度というふうに書いてございます。それに合わせさせていただいたというところでございます。

○城下広作委員 了解でございます。法律的にはまだ後期高齢者ということで、そういうふうに思っていたから一応確認の意味で言わせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 私は、あえて後期高齢者医療制度と言わせていただきますけれども、かなり影響力のある報道、朝からの何とかズバッ！とかいう番組を、出勤途中に実はテレビがついておりましたして流しておりましたら、世帯分離ということを行って保険料を安く、減免措置を受けられるということが報道されておりました。4万も安くなるんだったらこれを使わない手はないですよと、影響力のある方が言うておられましたので、ああ、そういう制度があるのかなと思いつつ、そういった申請が市町村に対してとか広域連合に対してあっているのか、そのあたりはどうなのかということをお聞かせ願えればと思っております。

○高橋医療政策総室長 世帯分離の話、ちょっと私どももまだ状況を、そこを把握してございませぬので、申しわけございませぬけれども、調べさせていただいて、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○山口ゆたか委員 よろしく願いいたします。

何といたっても年金の収入が夫婦でそれぞれあった場合に、それを市町村にまずお願いして世帯を分離するんだという証明をいただければ保険料の減免がはかれると、これは使わない手はないと。実は、みのさんから言われたのは、家族の枠を崩壊したなんて言われながら、制度を使うときは、家族の枠を崩壊させてでも保険料を安くしようという考えなのかなと、いろいろさまざま考えながら対処しておりますけれども、そのあたりの調査もよろしく願いいたします。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○大西一史委員 まずは、ちょっと済みません、幾つかありますけれども、「こうのとりのゆりかご」について先ほど御報告がありました、検証会議の中間取りまとめの公表と。これは6月議会の代表質問でもう既にお尋ねをしましたけれども、そのときの答弁で、知事は、この中間報告の結果を受けて厚生労働大臣の方に会っていろいろ話をするというようなことでした。ただ、今政局が非常に変わっております、非常に揺らいでいる状況の中で、なかなか議会中ということもあって、まだできてないんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の今後の対応をどういうふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○吉田少子化対策課長 ゆりかごの中間取りまとめの内容、特に、国に対する要望、提言事項でございますので、これにつきましては、しっかり国の方にも伝えて受けとめていただきたいというふうに考えております。このため、6月議会では、蒲島知事の方から、上京しまして、舛添厚生労働大臣にしっかり伝えたいということでお答えしております。

こうしたことから、国の方にも大臣の日程の照会を事務的にやっておりますが、御案内のとおりのご状況でございまして、まだ日程調整については確たる見通しは立っておりません。

それはそれとして事務方で調整するとしまして、一方では、中間取りまとめの内容を事務的にもきちんとお伝えする必要があるというふうに考えておりますので、厚生労働省のまずは担当窓口、家庭福祉課というところになります。そちらと、あるいは内容によっては関連する課に対しても、事務方としてきちんと御説明をすることとしております。

○大西一史委員 わかりました。そちらの方はしっかりとお願いします。また、経過については御報告いただきたいというふうに思います。

それと、事故米の問題にちょっと入ります。先ほど城下委員の方からも、非常に的確なというか、聞いたかったことを聞いていただいたわけですが、そういう意味では、国の対応というのは非常に今回は問題だと言わざるを得ないわけですが、その国の対応について、健康福祉部長はどのように考えておられるのか。私は非常に国の対応はよくなかったというふうに一連の中でも思っているんですが、その辺の感想をお聞かせいただきたい、今の所感をお聞かせいただきたいと思っております。

○森枝健康福祉部長 私ども、そういうこと自体も余り知らなかったんですけれども、そういうことを、情報連絡を受けながら逐次対応してきましたけれども、まだまだ全部がわかりにくいといいますか、我々も逐次ということだったので、国の対応といいますか、農林水産省の対応は非常によくなかったというぐあいには思います。

国全体の動きとして、厚生労働省とほか等

もありますけれども、そこら辺の連携がいまいちよくわからなかったというぐあいに受けとめております。

○大西一史委員 国に対しては、そういう意味では非常に今回縦割りの弊害も出てますし、それから一義的には情報の開示の仕方も含めて非常によくないと。国だけが悪いというわけじゃなくて、当然こういう不正を行った業者が一番悪いんでありますけれども、その点は、きちっと国に対して県の方からも言うべきことは言っていたかないといけないというふうに思います。県議会としても当然これから言うべきだろうというふうに思います。

それで、ちょっと心配といいますか、全国で390社、今のところ関連業者と。熊本県内でも41社が該当ということですが、ただ、その三笠フーズの株式会社ルートの調査というのが29トン分を除き終了となっているんですね、国の今のデータによると。ましてや、株式会社浅井あるいは大田産業株式会社ルートについては、販売先を開示しない事業者の存在、代表者の行方不明等により調査に時間がかかっているというようなことで、結局全部把握していないわけですね、100%は。大方把握しているということです。

となると、やはり今後もまだまだいろいろ広がっていくんじゃないかなというふうに思いますが、こういうものというのが非常に複雑な流通経路であるから、やはり県としても、今41社が該当していますよということだけでなく、もう少しウイングを広げてちょっと注意、国が頼りない状況でありますから、注視していただかないかぬと思っておりますが、この株式会社浅井とか大田産業株式会社ルートというのは、何か聞いている、あるいは確認したことありますか。

○牧野健康危機管理課長 三笠フーズ以外に

も20社近く同じようなルートがあるというふうなことを聞いてございますが、本件につきましては、農林水産省からの情報しかないというふうな状況でございます。現在のところ、三笠フーズのルート以外には本県内に流通しているというふうな情報は得ておりません。

○大西一史委員　ということは、この株式会社浅井あるいは大田産業株式会社ルートについては確認できないということでしょうかね、現時点で。

○牧野健康危機管理課長　県独自ではちょっと確認は困難というふうな状況でございます。

○大西一史委員　わかりました。その辺も国に対して早く——こういうまだ解明できていない部分があって、ひょっとしたら熊本県内にも流通している可能性もあるかもしれませんね。今ここで100%ないと言い切れない状況、こういうことがやっぱり不信感につながっていく、風評被害につながっていく。だから、そういう意味での情報の把握というのは、私もこれ、ちょっと見てびっくりしたんですね。これは農林水産省のホームページから取り出したものですが、22日ですから3日前ですか、事故米穀の不正規流通に関する対応検討チームの、この現状の緊急取りまとめ策ということでございますけれども、こういったのが今の状況であります。

そういうことで、国とは緊密に本当に連携をとっていただきたいということをお願いしておきますが、それと、消費者に対する情報提供のあり方というのがありますけれども、まずはその科学的知見、つまり、健康被害あるいはそういうリスクがないかということ为国の方も出しています。あるいは各自治体の保健所あたりでも出しているのです、この辺のリスクについてきちんと出すということは当

然のことでありますけれども、今回、残留農薬等検査を、検体を保環研の方で、県の方で幾つかサンプルをとられて検査されています。その結果、不検出あるいは基準値未満であって健康の被害ないということでもありますけれども、こういう検査をしていただければ、非常に安心ということだと思います。ただ、この検査に関してのコストというのは大体どのくらいかかるものなのかと、1検体当たりですね、大体ですけども。一概に単価としては言えないかもしれないけれども。

○牧野健康危機管理課長　検査いたします項目によりまして……。

○大西一史委員　違うでしょう。

○牧野健康危機管理課長　はい。今回、カビ毒につきまして、アフラトキシン、これにつきましては日ごろやられますから、新たに検体入手いたしましたので、これについては数万円かかるというふうなところでございました。

○大西一史委員　1検体当たりですか。

○牧野健康危機管理課長　1検体分ということじゃなくて、1個買えば何検体かできるということでございますが、ワンセットが数万円、たしか7万円ぐらいだったと思いますが、そのくらいかかるというものもございました。

○大西一史委員　そうやってコストかかっているんですね。これは別に本来——県費で当然出しているわけでしょう。

○牧野健康危機管理課長　もちろん、県費です。

○大西一史委員 もちろん。やっぱりこういうものも、逆に言えば、何で県費を使わなきゃいかぬのかというふうなところもあるわけですね。だから、原因がまだ、だれが犯人でどうしたという事実関係、今捜査当局がやっているからあれですけども、こういったものも国に対してもう少しそういった検査を強化するための費用というのを現場で出すために——財政非常に厳しいですから、そういったものもきちんと要求すべきだというふうなことを思います。ですから、それはぜひやっていただきたい、国の方にも相談をしていただきたいと思います。

それと、これは、農政事務所であるとか地方農政局や各農政事務所においては無料で、今般のこの事故米穀の流通経路上にある企業が自社の製品の残留農薬等の分析を希望する場合には無料で検査をやりますと、対応すると、そして分析結果を公表しますというふうなことを書いてあります。保健所等においても、食品の安全性確保の観点から、製品の残留農薬濃度の分析に積極的に取り組み、その結果を公表するよう自治体に対して要請をしていますということなんですよ。

ですから、国の方からのこういう要請もあるということもあれば、やはり私たち一番県議会としても大事ななと思うことは、その県の中での県内産のものも含めた食品に対して県民が安全な食べ物を選べるように情報を公開するということが、そして消費者に対してわかりやすく食品の安全性をアピールすることが大事なわけですから、そういう意味では積極的に、こういう保健所あたり、あるいは保環研あたりでの検査というのを、ある程度財政的なあれはいただきながらもやるという方向を強くやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○牧野健康危機管理課長 現在のところ、保健所、それから保環研が検査やりますが、県

のサイドでやっておりますのは、要するに、健康被害の防止ないし健康被害の影響を調査するというふうな必要性がある場合に、いわゆる食品衛生法に基づきまして収去という形で、これは検体を無償でもらってくるわけなんですけど、それで検査をするというふうなところでやってございます。

今回の場合も、できる限り検体がある限りやるというふうな方針でやったところでございます。ですから、それを一般化したような、持ち込まれた方すべてについてどうかというふうなことにつきましては、ちょっと検討が要るかなと思うんですが、基本的な考え方をいたしましては、やはり特に今回の場合は、これ以上の消費はないというふうなことを確認しておりましたが、消費された方への影響につきましては、やはりそこに検査というのは非常に重要というふうに思っておりますので、今回の場合は、そのような考え方で対応したというところでございます。

○大西一史委員 今回の場合はそうかもしれぬですけども、今後について聞いてもらったわけなんですけど、ただ、いずれにしても、なかなかお金もかかることだから答弁しにくいということなのかもしれませんが、やはりこういう検査体制をきちっとやると。要は、疑わしきものもやるということです。だから、何でもかんでもやりますよということじゃないんですよ、私が言っているのは。ある程度この流通ルートに乗っている、もしくは乗っている可能性があると思われるものに関しては、やはりきちんとこの自治体において検査をすべきで、そしてその結果安全であるということをやったり証明してあげるといったことが消費者のためになるというふうに確信していますので、その点を今後検討していただきますように、あとは、国あたり、関係当局とも協議をしていただいて、早急に対応をとっていただきたいということをお願いしておきま

す。

以上、この件に関しては以上で結構です。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○平野みどり委員 「このとりのゆりかご」についてなんですけれども、この中間報告、中間取りまとめの結果を見て、いささかショックを受けたんですけれども、未婚の女性でどうしようもなくてというのが多いのかなと思いきや、ほとんど既婚の方でいらっしゃるのか、30代、40代、そして子供も1人目ではなくて2人、3人目の場合があったとか、家族が、遺棄といいますか、預けに来たとかというような状況が今回17事例の中でわかりましたね。それで、その中に障害を持っている子供もいたということですが、改めて、児童福祉そして母体の健康管理等の任を担う機関の連携が必要だというのが、これですごくよくわかりました。

幸いというか、熊本ではなく、他県の方からだったということですが、一層他県との連携というのが必要だということがわかります。

今回、親が判明したケースの移管というところですが、判明していない部分もちろんあると思いますけれども、他自治体の児童相談所になっていくわけですが、そこら辺で、移管に関しての課題とか、あと、国に対して、他都道府県とか市町村の児相とのかかわりの中で、特に国に対してもっとこういうふうにやってほしいというようなことがありましたら、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○吉田少子化対策課長 ただいま、ゆりかごの中間取りまとめにつきまして、特に、他県のケースの場合のケース移管、それからほかの児相との連携、国を含めた課題ということでございますが、いろんなきっかけで親が判

明するケースがございまして、17事例のうち、居住地、10事例についてわかったということで盛り込ませていただいておりますのは、基本的に、親がだれか、どこに住んでいるかというところまで特定できたものでございます。

これらにつきましては、今、児童相談所の運営指針等では、親の居住地を管轄する児童相談所が一義的にはその子供の保護に当たるということになっておりますので、本県の中央児童相談所から先方の管轄児童相談所に連絡をとって、ケース移管等の手続を基本的には進めております。

ただ、進める中で、報告の中にも書いておりますが、児童相談所自体が、ゆりかごについての子供の扱いの法的な位置づけあるいは取り扱いについての理解が十分ではないというふうな事例で、ケース移管がスムーズにいかないような事例、あるいは時間を要する事例もございましたので、今後、他県の児童相談所にも既に中間取りまとめは送りしておりますが、その辺の仕組みの理解、それからケースが発生して、まさにそれぞれの児童相談所が当事者になったときのいろんな手続、これにつきましてもスムーズにいくような形で連携をとっていきたいと思っておりますし、また、日本で唯一の施設でございますので、そうした移管の手続ですとかいろんな手続、今の児童相談の仕組みの取り組みの中で処理をしておりますが、それが果たしてそのとおりでいいのかどうか、そうした手続のルール化、こうしたものにつきましても、将来的には、最終報告になると思っておりますが、国の方に関与していただいて、ある程度そうした取り扱いについてもルール化をお願いしたいというふうなことを考えております。

○平野みどり委員 いろいろ最終的な報告の中で国に対しての要望を盛り込まれると思っておりますけれども、その部分は本当にとっても大事

だなあとというふうに思います。

あとの7例に関しては、身元がわかっていないということですので、今後熊本県の方で措置されていくということになりますので、県としての県民に対しての、これはある意味、命ですけれども、財政支出になりますので、そういった部分に関しても、国が、たった唯一の施設ですから、どういうふうに支援していくのかという部分は、措置の問題も含めて特段の配慮が要るかなと思います。

第2、第3のゆりかごができないことにしたことはないわけですが、このゆりかご自体は熊本で最初にスタートしたわけですから、このゆりかごが本当の意味での児童の、子供たちの福祉につながっていくことを、財政的な部分もちろんですが、考えていかないといけないと思っています。

何よりもその情報管理などでは長期的にわたっていきますので、本当にこれは、他県にも及ぶし、長い時間軸でも考えていかなきゃいけないという極めて異例なことですので、そこら辺も国にしっかりわかってもらって、他県にも周知をしていただくようによろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員 今の「こうのとりの」のことに関連して。

私は、この中間報告を見させていただいて、今、先ほど吉田課長からありましたように、現行制度を踏まえた上で、吉田課長の方から、新たに提言できることがあればということがありましたので、ちょっと言わせていただきますと、実は1冊本を読みまして、実はこれは「医師の正義」と書いてあった本なんですけれども、蓮田院長自身が発言されているのをまとめておられる本であります。

実は現行制度に沿っていろんな精査をこの検証会議の中ではされておるんですが、まず目途となったところ、視点が違うわけですよ。じゃあ蓮田先生の最後の言葉にあるんで

すけれども、私たちは何の情報ももらっていない、守秘義務があるとしても、これはどう考えてもおかしいでしょう、この先、もし赤ちゃんの父母が問い合わせをしてくられたらどう返答すればいいのか、これでは余りにも無責任です、私には預かった命に責任があるのですということをおっしゃっています。役所だけでは対応できないからこそ、覚悟を持って「こうのとりのゆりかご」をつくったと。

将来的にいろんなことを自分でもやられていけるのかなというふうな感じも受けるわけで、先ほど平野委員からも御指摘があったように、今後の展開とかもかなり危惧するところでもあります。今の現行制度に沿いながら検証会議の方で精査されるのもよろしいですが、もうちょっと違った目線から検証された方がよいのではないかなというふうな感じもいたしますので、そのあたりのことを考察いただきながら、今後も挑んでいただければというふうに要望いたします。

以上です。

○重村栄委員長 答弁要りませんか。

○山口ゆたか委員 要望です。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

質疑ないようでございますので、これをもちまして報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますか。

○中原隆博委員 先般、厚生常任委員会で荒尾市民病院を視察させていただきました。そのときに、悲鳴にも近いような形で医師不足というふうなお話がなされまして、その中の意見交換の中で、これも厚生常任委員会として持ち帰って、これはやっぱり国の方に強く働きかけて、医師不足の解消、特に、緊急であるとか、産婦人科であるとか、小児科とか、

そういった部分も含んで、これは意見書をもって国の方に提出すべきじゃないかというようなこともあの場で申し上げさせていただきましたので、それを含んだ形での意見書の提出を要望したいと思います。

○重村栄委員長 ただいま中原委員から、医師確保に関して県議会として意見書を国に提出したらどうかという御意見が出ました。これについて御異議はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。それでは、意見書を国に対して提出をすることといたしたいと思います。

なお、意見書案文につきまして作成をいたしておりますので、事務局から配付をいたさせます。

(意見書案配付)

○重村栄委員長 配付漏れはございませんか。——届きましたでしょうか。

それでは、配付しました意見書を御一読いただけないでしょうか。

今、一読いただいた意見書につきまして何か御意見ございますか。

○中原隆博委員 よろしいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○中原隆博委員 財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、空席になっていますが、きのうの夜の段階で閣僚が決定しましたので、よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 意見書案文に御意見、何かございますか。

○大西一史委員 基本的には、この4つについては当然見直しも含めて改善していただけないかぬということでありますから、これは

委員長も含めていろいろ執行部とも協議しながら考えられたことだろうというふうに思いますので、私はこの意見書で結構かと思います。また、必要に応じて、意見書は別の機会にまた違う意見書も出せばいいと思いますので、今回はこれでいいのではないかなというふうに感じます。

○重村栄委員長 ほかにございますか。——よろしいですか。

ないようでございましたら、これで意見書を提出いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。それでは、この意見書を委員長名にて議長あてに提出することに決定をいたしました。

そのほかに何かございますか。

○船田公子委員 私たちは台所を預かる女性としては、今大きな問題となっております事故米、中国ギョーザ、乳製品含めまして食の安全、安心を今物すごく大事なことだと感じているところでございます。そのためにも、やっぱりこのことに対しても意見書を出していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○重村栄委員長 ただいま船田委員から、食の安全、安心の確保に関する県議会としての意見書を国に提出する必要があるのではないかと御意見が出されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。それでは、意見書を国に対して提出することといたしたいと思います。

意見書(案)について作成しておりますので、皆さん方に配付をさせていただきたいと思っております。御一読をまず願います。

(意見書案配付)

○重村栄委員長 御一読いただきましたでしょうか。何か御意見ございますか。

○大西一史委員 いいと思います。

○重村栄委員長 御意見がなければ、この案文をもちまして委員会提出議案として本会議に提出をいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 異議なしと認めます。それでは、本意見書を委員長名にて議長あて提出することに決定をいたしました。

そのほか、何かございませんか。

○大西一史委員 ごめんなさい。ちょっと最後、最後というか、1つだけ。

実は、本会議一般質問でも、守田議員だったかな、新型インフルエンザに対する対策ということで話が出てましたけれども、これに対しては対策の行動計画というのを県では策定をされていますけれども、これは平成17年12月に策定されていますが、その後の改訂というのはどういうふうにご検討されているんですかね。

○牧野健康危機管理課長 新型インフルエンザの行動計画につきましては、17年以降現在まで改訂等はしてありませんが、現在国の方でもいろいろ動きがあつてございまして、専門家会議とか、それから国の方の全国的な対応の検討をされております。それを見ながら、アップ・デートといいたいでしょうか、17年の計画は、少し17年のステージからいいますと、前半の部分ですので、少し流行期を見せた改訂が必要というふうにご検討をございまして、今準備を行っているところでございます。

○大西一史委員 じゃあ改訂の準備をしてい

るということよろしいですか。

○牧野健康危機管理課長 どの程度の改訂になるかちょっと未定でございますが、少なくとも再検討を行っているところでございます。再検討は必要ということでございます。

○森枝健康福祉部長 本会議では、最優先課題として対応させていただくということで答弁しておりますが、県としての主体性といえますか、それをもって、国の動向等を見ながら、県自身のプログラミングといえますか、できるだけ早く対応体制をつくりたいと思っておりますので、そこら辺をこの秋に、そういうチェックをしながら、どういうスケジュールでどうしていくかというような検討を集中的にしながら、そこら辺のまた見直しをしたいというぐあいに考えているところです。

○大西一史委員 実は私がこの問題をちょっと気にしたのは、ほかの県の状況をずっと調べていったんですね。そしたら、もう第2版とか第3版とかもう改訂が進められているんです。その中でいろいろ見てみたら、もう平成19年にはもう感染症法が改正されているから、それに伴って1回改正をして、その後、流行段階のフェーズ分類とか、そういったものが、ガイドライン等々が示されたということで改訂をするというようなことで、熊本県がずっとこの対策計画を持っている間に、今もうほかの自治体では第2版、第3版が出ているという事実を、そのくらいの危機感を持って本当に最優先課題として取り組んでいただかないといかぬと思います。

例えば、部長、熊本県でこの新型インフルエンザが発生する経路として、例えば、福岡空港に感染者が入った場合に何日ぐらいで熊本に到達するというふうにご検討されますか、想定されますか。

○森枝健康福祉部長 数時間ですよ。

○大西一史委員 数時間。

○森枝健康福祉部長 はい。

○大西一史委員 例えば、そういうことを一つ一つ考えていっても、相当いろんな形で想定していかなければ、どこからのルートで入ってくるのかも含めて——これは実はプリントアウトして読んだんですよ、100何十ページありますけど。何かこれで本当に対応できるのかなというのが正直心配になりましたので、その辺は強く要望しておきますので、じゃあ部長、よろしくをお願いします。

○森枝健康福祉部長 今の大西委員の言われたように、他県のいろいろな先行事例とかというのちょっと意識をしまして、ちょっと熊本県としても頑張らないかぬと思いましたので、精力的にさせていただきたいというぐあいには思っています。

○大西一史委員 お願いいたします。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 水俣病治療研究事業のニュースがきょう朝刊に出ていまして、ちょっとびっくりしたんですけども、認定審査会も開かれていない状況の中でこの事業から60年以降の居住者除外ということは、どういふいきさつでこんなふうになったのかということとをまず。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

治療研究事業につきましては、水俣病の認定申請者の方が審査まで待っておられる間の期間につきまして、その間の負担の軽減をす

る意味で、申請後1年、もしくは一定の症状のある方は6カ月でございますけれども、その経過された方に対しまして特別に配慮する必要があるということで実施している事業でございます。

ただし、審査をする前の方ということでございますので、一応対象としましては、水銀暴露の可能性のある程度あるということが前提ということにせざるを得ないという状況でございますので、そういった意味で、現在も、これは従前からですけども、指定地域に5年以上の居住ということを要件として実施してまいりました。

ところが、事業実施後40数年経過するに至りまして、最近若い方の申請も目立ってきたという状況もございまして、今の規定でいきますと、いつの時点からの居住開始でもいいのかということで、別にその時期的なものの制限というのが全然ございませんでしたので、そこら期の規定の整備をする意味で、今回新たに、中央公害対策審議会の答申によりますと、43年以降は、水俣病が発生する可能性がある持続的な水銀暴露が認められないというふうな報告がっておりますので、それに即した形で一定の整備を行ったということでございます。

○平野みどり委員 水俣病起因じゃない人が水俣に移ってきて申請するというようなことを想定されているのか、もしくは胎児性の方で何代かにわたたらもうそれは水俣病というような形で病状が出てないというような判断なのか、そこら辺はどうなんですか。

○田中水俣病審査課長 これにつきましては、水俣病であるかどうかについて判断したものではないんですね、あくまでもお待たせしている間のその間の医療負担の軽減ということで実施している事業についての要件でございますので、今お話しのような点について

新たな制約とか制限を設けたということでは
ございません。

○平野みどり委員 ある意味認定審査会をきちん
と開かれていない行政の方の問題なわけ
ですよね。それでも御迷惑をかけていくとい
うことはやっぱりまかりならぬと思います。
早く認定審査会で水俣病であるかどうかとい
うことも判断していただいた後だったら、こ
の方たちが、ある意味この新规定から外れた
というふうに不服を言われてもいたしかたな
い部分あるかもしれませんが、そこら
辺はちょっと納得がいきません。

○田中水俣病審査課長 この事業につきましては、先
ほど言いましたように、水俣病の申請をする
前の段階の方々が対象ということな
んです。そういうことで、やはりこれにつ
いては、御本人の医療費について、保険適用
後の自己負担分については全額公費で負担し
ている状況でございますので、やはりそうい
うことからいきますと、全く無条件で対象に
することはできないということで、その5年
間の居住要件に対して、新たに暴露可能性と
いった点がある程度一定の可能性を明確にし
ておく必要があるという観点からの新たな要
件であるというふうに御理解をいただきたい
と思います。

認定審査の方につきましては、今なかなか
審査会の再開の経過におきまして、審査会
の先生方が救済策に強い期待感を持たれる中
で、そういった先生方のお気持ちを思いなが
ら判断していくということがございますので、
現時点では開催できておりませんが、
認定業務につきましては、検診業務、それ
から疫学調査とか、審査過程の前提になる
業務については、できる限り進めていると
ころでございます。

今後とも、私ども、そういったできる点に
ついては精いっぱい進めていきたいというふ

うに考えております。

○平野みどり委員 もう一点だけいいです
か。

○重村栄委員長 どうぞ。

○平野みどり委員 水俣病の胎児性の患者さ
んたちが利用されているほっとはうす、10月
から新しい自立支援法の制度の中に移行して
いくというふうに聞いています。その水俣病
の胎児性の患者さんと、それとそうじゃない
利用者の方々が混在したような形で今ほっ
とはうすあると思うんですけれども、ここ
での利用者負担——結局水俣病という患者
さんなわけですけれども、自立支援法の方
に移管してくださいというようなことだと、
なかなかそこら辺で利用者間の差とい
うか、ついてきたり、水俣病という重篤
な公害の被害者でありながら利用者負担
というのはいかがなものかという声が出
てますけれども、いかがでしょう。そこ
は……。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でござ
います。

今のほっとはうすの実情につきまして、確
かに、この10月から自立支援法への移行
ということで、一部そういう動きをされて
おります。

一方で、障害者施策の間隙を縫って、い
わゆる埋め合わせるための施策としての
環境省がやっている今回のその施策でござ
いますので、自立支援法との競合なる部
分につきましては、環境省のお考え方も
踏まえながら今後進めていきたいと思
いますが、ただ、一たん水俣病被害者
の方々の支援を行う施設として運用を
始めておりますので、その運営等につ
きましては、今後、環境省の方との連
携をとりながら、きちんと対応がで
きるようなことも協議していきたいと思
います。

それと、また御本人たちの負担につきましては、これまで、自立支援法へできれば移行する形にしていきたいというところで、本人負担分につきましても、水俣病被害者の方々に対しても若干の御負担をお願いしておりますので、できるだけ移行したいという意向、気持ちも酌みながら、今後のその運用についても、それぞれの利用者の意向も踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 環境省の事業として、立派なほっちはうすできましたけれども、箱物はできた、あとの運営というのは結構大変だろうと思います。そこはどこの施設でも同じだろうと思いますけれども、水俣病の患者さんがいらっしゃるという部分での配慮というのは環境省も厚生労働省もしっかりと考えていってほしいということを県からも伝えていただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして本日の議題は終了をいたしました。

最後に、陳情等が5件提出をされておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後1時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長